「VHF/UHF 帯における電波有効利用方策に関する考え方(案)」に対して提出された意見及び電波有効利用方策委員会の考え方(案)

【意見募集期間:平成 19 年 5 月 18 日(金)~6 月 11 日(月)】

(意見は、事務局に到着した順に掲載。)

No.	提出された意見	電波有効利用方策委員会の考え方(案)
1	放送と自営通信システムとの共用条件に関してですが、放送システムの種別毎に以下のような運用規定	本件については、既に考慮されており、スペ
	を設けては如何でしょうか?	クトラムマスクではなく、与干渉電力の絶対値
	① 任意の放送システムが地上デジタル放送と同程度の送信機(ERP>1kW)を使用し、②の条件以上の送信	を規定する方がより双方の共用検討において
	機を中継局などに使用する場合	望ましい旨検討されています。
	1. VHF-Loバンド(18MHz)を使用する。	
	2. 地上デジタル放送 (ISDB-T)とは異なる、スペクトラムエミッションマスク規定 A を設け、自営	
	通信への干渉を緩和する。	
	② 任意の放送システムが自営通信と同程度の 40dBm(20W)以下の送信機を使用する場合	
	1. VHF-Hi バンド(17MHz)を使用する。	
	2. 地上デジタル放送 (ISDB-T)とは異なる、スペクトラムエミッションマスク規定 B を設け、自営	
	通信への干渉を緩和する。	
	上記のスペクトラムエミッションマスク規定 B は、スペクトラムエミッションマスク規定 A と比較して	
	緩和されると思われますし、スペクトラムエミッションマスク規定 A も自営通信帯域との間に 90~108MHz	
	の 32MHz の離調周波数がありますので、VHF-Hi バンドで ERP>1kW の送信機を使用する場合と比較すると緩	
	和されると思います。②の条件に相当する放送システムは、3GPP Release.8 で検討されている MBMS に類	
	似しており、MediaFLOなどの移動体通信用放送システムでは、同様に実現が可能である思われます。	
	【匿名】	
2	・ 今般の意見募集の対象案における「移動体向けのマルチメディア放送等の「「放送」」とは、とりもな	本考え方(案)にある「「放送」」とは、テレビ
	おさず「(ISDB-TSB方式による)デジタルラジオ」を示すものであると認識しています。	ジョン放送以外の放送であり、放送方式を限
	・ デジタルラジオはすでに携帯電話一体型が市場に出ており、今後も携帯電話一体型として普及するこ	定したものではありません。「移動体向けのマ
	とが見込まれています。したがって、その一層の小型化は必至の流れであり、これを可能とするVHF	ルチメディア放送等」とはその一例を示したに
	ハイチャンネルをデジタルラジオに割り当てていただくことを強く希望するものであります。	過ぎません。また、個別のシステムに関する
	・ 地上波放送の利点である地域単位の放送を引き続き実現するために、県域単位での帯域割当を可能と	技術的条件、制度整備や周波数の割当てに
	するよう強く要望いたします。	ついては、本件に関する情報通信審議会の

・ 自営通信が使用する電波が「アナログFM放送」に悪影響を及ぼすことの無いよう十分注意をはらうよう要望いたします。

一部答申を踏まえ、検討されるものと考えます。

【株式会社エフエム栃木】

VHF/UHF 帯における電波有効利用方策に関する考え方(案)についての弊社意見は以下の通りです。 本考え方(案)にある「「放送」」とは、テレビ 弊社は、アナログ超短波放送などに於いて、地域に密着した放送局として、日々、放送業務推進、充実努 ジョン放送以外の放送であり、放送方式を限 力を続けている県域放送局としてのスタンスで意見を述べさせていただきます。 定したものではありません。「移動体向けのマ

弊社は、電波有効利用方策に関する考え方に示されている「移動体向けマルチメディア放送等の『放送』」を「デジタルラジオ」であるとの認識を強く持っており、方式に於いても、ISDB・TSBが採用されるものと認識をしております。よって、「デジタルラジオ」に周波数割り当てが実施されれば、地域密着型放送を継続すると共に、人口密集地と比べ、情報格差が生じないために「デジタルラジオ」放送に参画したいと考えています。そのためには、現放送エリアに該当するエリアがカバー可能な帯域割り当てが必須であると考えているため、県域単位の帯域割り当てが実施されることを強く希望いたします。

また、周波数帯域に於いても、すでに「デジタルラジオ」聴取可能な携帯電話が発売されており、今後も、携帯電話一体型として普及することが見込まれると考えられるため、筐体小型化の流れは必至です。 よって、これを可能とするVHFハイチャンネルが「デジタルラジオ」に割り当てられることを合わせて、強く希望いたします。

【株式会社エフエム大分】

本考え方(案)にある「「放送」」とは、テレビジョン放送以外の放送であり、放送方式を限定したものではありません。「移動体向けのマルチメディア放送等」とはその一例を示したに過ぎません。また、個別のシステムに関する技術的条件、制度整備や周波数の割当てについては、本件に関する情報通信審議会の一部答申を踏まえ、検討されるものと考えます。

4 │ 1. VHF ハイチャンネルをデジタルラジオに割り当てるようにして頂きたい。

理由:意見募集の対象である案における「移動体向けのマルチメディア放送等の「「放送」」とは、とりもなおさず「(ISDB・TSB 方式による)デジタルラジオ」を示すものであると認識しております。

デジタルラジオはすでに携帯電話一体型が市場に出ており、今後も携帯電話一体型として普及することが見込まれます。

よって、その一層の小型化は必至の流れであり、これを可能とする VHF ハイチャンネルをデジタルラジオに割り当てることがデジタルラジオの普及、電波の有効利用につながるものと考えております。

2. デジタルラジオへの割り当てにおいて、地上波放送の利点である地域単位の放送を引き続き実現するため、県域単位での帯域割り当てを可能とするよう配慮願いたい。

理由:これまでも地上波音声放送は、パーソナルメディアとしての肌理の細かい情報伝達、音楽文化の 普及、または移動体に強いメディアとして、更には災害時における地域の情報伝達手段として必要不可

本考え方(案)にある「「放送」」とは、テレビジョン放送以外の放送であり、放送方式を限定したものではありません。「移動体向けのマルチメディア放送等」とはその一例を示したに過ぎません。また、個別のシステムに関する技術的条件、制度整備や周波数の割当てについては、本件に関する情報通信審議会の一部答申を踏まえ、検討されるものと考えます。

欠なものであると考えております。

このため、デジタルラジオへの割り当てにおいても、地上波放送の利点である地域単位の放送を引き 続き実現するため、県域単位での帯域割り当てを可能とするよう配慮願いたい。

3. 意見募集の対象である案における「自営通信」が使用する電波が「地上波アナログFM放送」に混信等の悪影響を及ぼすことの無いよう十分注意をはらうようにして頂きたい。

理由:「FM放送局の置局に関する技術的条件」にも記載されているとおり、地上波VHFテレビジョンと地上波アナログFM放送の周波数関係から混信等が一部の周波数で考えられることから、地上波VHFテレビジョンと同様の帯域を使用する「自営通信」が使用する電波が「地上波アナログFM放送」に混信等の悪影響を及ぼすことの無いよう十分注意をはらうようにして頂きたい。

【株式会社エフエム愛媛】

- 5 1. 今回、提案方式の類型化においてデジタルラジオとマルチメディア放送が区別されていますが、デジタルラジオこそが移動体向けマルチメディア放送と認識しています。
 - 2. デジタルラジオはすでに携帯電話一体型が市場に出ており、今後も携帯電話一体型として普及するこ 定したものではありません。「移動体向けのマとが見込まれる。よって、その一層の小型化は必至の流れであり、これを可能にするVHFハイチャン ルチメディア放送等」とはその一例を示したにネルをデジタルラジオに割り当てることを希望します。 過ぎません。また、個別のシステムに関する
 - 3. 今後ますます地域情報への期待が高まると予想されますので、県域単位での周波数割り当てを強く希 技術的条件、制度整備や周波数の割当てに 望します。 ついては、本件に関する情報通信審議会の

【株式会社エフエム福岡】

- 6 1. 今回、提案方式の類型化においてデジタルラジオとマルチメディア放送が区別されていますが、デジタルラジオ放送こそが移動体向けマルチメディア放送と認識しており、複数方式が併存する事は受信機普及の観点から好ましくないと考えます。
 - 2. デジタルラジオはすでに携帯電話一体型が市場に出ており、今後も携帯電話一体型として普及することが見込まれます。よって、その一層の小型化は必至の流れであり、これを可能にするVHFハイチャンネルをデジタルラジオに割り当てることを強く希望します。
 - 3. 地上波放送の利点である地域単位の放送を引続き実現するため、県域単位での周波数割り当てを強く 希望します。

【株式会社エフエム北海道】

本考え方(案)にある「「放送」」とは、テレビジョン放送以外の放送であり、放送方式を限定したものではありません。「移動体向けのマルチメディア放送等」とはその一例を示したに過ぎません。また、個別のシステムに関する技術的条件、制度整備や周波数の割当てについては、本件に関する情報通信審議会の一部答申を踏まえ、検討されるものと考えます。

本考え方(案)にある「「放送」」とは、テレビジョン放送以外の放送であり、放送方式を限定したものではありません。「移動体向けのマルチメディア放送等」とはその一例を示したに過ぎません。また、個別のシステムに関する制度整備や周波数の割当てについては、本件に関する情報通信審議会の一部答申を踏まえ、検討されるものと考えます。

1. ISDB-TSB 方式の採用によるデジタルラジオ

案における「移動体向けのマルチメディア放送等の「「放送」」とは、ISDB-TSB 方式によるデジタル ラジオを示すものであると認識しています。ISDB-TSB方式は、実用化試験放送で実績があり、対応す る受信機の開発も行われていますので、この方式の採用が望まれます。

2. VHF ハイチャンネルの割り当て

デジタルラジオは、すでに携帯電話一体型が市場に出てきており、今後も携帯電話一体型を中心に一技術的条件、制度整備や周波数の割当てに 普及することが見込まれます。このため、アンテナ等が小型ですむ VHF ハイチャンネルの割り当てを一ついては、本件に関する情報通信審議会の 要望します。

3. 県域放送を前提とした周波数割り当て

ラジオは、地域に根ざしたローカル放送としての役割が非常に期待されています。従いまして、デ ジタルラジオにおいても、県単位の周波数割り当てとなるよう強く希望します。また、県内全域での サービスを可能とするため、中継局を含めた周波数割り当てを確保されるよう要望します。

4. 現行アナログ放送への影響

自営通信への割り当ては、現行のアナログ FM 放送の受信に悪影響を及ぼすことがないよう十分な注 意と配慮を要請します。

【株式会社エフエム石川】

- 8 │ 1. 項目 3 「雷波有効利用方策に関する考え方」にある移動体向けマルチメディア放送等の「放送」とは、 「(ISDB-TSB方式による) デジタルラジオ」を示すものである、と認識しております。
 - 2.デジタルラジオについては、既に、携帯電話一体型が市場に出回っており、今後も携帯一体型が普及|定したものではありません。「移動体向けのマ すると見込まれます。また、携帯電話一体型の普及が進めば、新たなデジタルラジオの開発も行われる「ルチメディア放送等」とはその一例を示したに、 ものと確信いたします。こうした流れを可能にし、促進するためには、VHF ハイチャンネルをデジタル ラジオに割当てていただくことであり、その実現を切に望みます。
 - 3. 地上波放送の利点である地域単位の放送を引き続き実現するため、県域単位の帯域割当を可能とする 施策を強くお願いします。
 - 4. 自営通信が使用する電波がアナログ FM 放送に悪影響を及ぼすことのないよう、ご配慮をお願いしま|す。 す。

【株式会社エフエム山口】

各事業者のVHF/UHF帯有効利用提案を類型化し、短期間にまとめられ事に対し敬意を表したいと

本考え方(案)を支持する御意見として承り

本考え方(案)にある「「放送」」とは、テレビ ジョン放送以外の放送であり、放送方式を限 過ぎません。また、個別のシステムに関する 技術的条件、制度整備や周波数の割当てに ついては、本件に関する情報通信審議会の 一部答申を踏まえ、検討されるものと考えま

本考え方(案)にある「「放送」」とは、テレビ

ジョン放送以外の放送であり、放送方式を限

定したものではありません。「移動体向けのマ

ルチメディア放送等」とはその一例を示したに

過ぎません。また、個別のシステムに関する

一部答申を踏まえ、検討されるものと考えま

す。

存じます。今後は振り分けられた周波数ブロック内を如何に事業者の要求に応えるか等の各論・具体化作します。 業が残ります。特に通信方式、放送形態の違いにより他事業者への混信妨害が発生する事を、ガードバン ドを設定するとはいえ懸念します。またより具体的でない用語で表記されているため、例えばVHF帯の 割当て案である「テレビジョン以外の放送」とは、各提案方式が全てありとは考えられませんが、DRP により東京、大阪で実験されているISDB-TSB方式のデジタルラジオが最優先の放送であり、既に 携帯電話に内蔵されている機種も増え普及は早いと認識しておりますがいかがでしょうか。

以下に弊社の考えを記します。

- 〇 デジタルラジオは携帯電話搭載型が利便性があり普及するものと確信しますが、その使用周波数を携 帯電話搭載部品の小型化に寄与するVHFハイチャンネル帯とする今回の案に替同します。また国際|れるものと考えます。 的に使用されているVHFローチャンネルを放送用とする事にも賛同します。
- 既に述べましたが案にある「移動体向けのマルチメディア放送等の「「放送」」とは地デジTV移動体 向け規格と同等な ISDB-TSB 方式によるデジタルラジオであろうと認識しています。技術的にはほぼ確 立されたこの方式で多くの事業者が参画する事により、便利で役立つ情報端末に発展するものと期待 します。
- 〇 地上波放送の特徴である地域情報の濃さはデジタル放送では更なる内容の充実度が期待され、情報収 集と伝達表現方法は細分化されるほど必要チャンネルは増加します。よってデジタルラジオ放送でも 地域単位の放送を実現させるため、県域単位での帯域割当てが可能となる事を希望します。

【株式会社エフエム愛知】

この度電波有効利用方策委員会からだされた「VHF/UHF帯における電波有効利用方策に関する考 え方(案) に基本的に替成するとともに委員会の方々のご活動に敬意を表する次第です。

標記に関しては既存FM放送局として重大な関心をもってこの動向を注視しており、これまで再免許の ヒアリングなどでも音声放送のデジタル化について要望してきたところです。

以下FM放送局としてデジタルラジオの一層の普及、推進を図りたく意見を提出いたします。

- 1. 標記案にあります「移動体向けのマルチメディア放送等」の放送方式は地上デジタルテレビ放送とハ ード、ソフト面で互換性の高い「ISDB-TSB方式」によるデジタルラジオであることを希望しま したに過ぎません。また、個別のシステムに す。
- 2. デジタルラジオの聴取は移動しながらというスタイルが多いと思われます。すでに携帯電話ではデジーは、本件に関する情報通信審議会の一部答 タルラジオチューナー組込の製品が販売されています。ラジオの一層の小型化をはかるために周波数は「申を踏まえ、検討されるものと考えます。

なお、本考え方(案)にある「「放送」」とは、 テレビジョン放送以外の放送であり、放送方 式を限定したものではありません。「移動体向 けのマルチメディア放送等」とはその一例を示 したに過ぎません。また、個別のシステムに 関する制度整備については、本件に関する情 報通信審議会の一部答申を踏まえ、検討さ

本考え方(案)を支持する御意見として承り ます。

なお、本考え方(案)にある「「放送」」とは、 テレビジョン放送以外の放送であり、放送方 式を限定したものではありません。「移動体向 |けのマルチメディア放送等」とはその一例を示 関する制度整備や周波数の割当てについて VHF帯ハイチャンネルでの周波数配置を希望します。

3. 衛星ラジオ放送と地上波ラジオ放送それぞれの長所、利点を生かすためにデジタルラジオにおいても 地上波ラジオと同じく県域単位での帯域割り当てを希望します。

【株式会社エフエム高知】

11 1. ISDB-TSB 方式の採用によるデジタルラジオ

総務省が示した案における「移動体向けのマルチメディア放送等の「「放送」」とは、ISDB-TSB 方式に | ジョン放送以外の放送であり、放送方式を限 よるデジタルラジオを示すものであると認識しています。ISDB-TSB方式は、実用化試験放送で実績があ り、対応する受信機の開発も行われています。これ以外の方式の採用には、更なる実用化試験放送、受 信機の開発など期間面においてもコスト面においても負担増が明白であり、ISDB-TSB方式の採用を要望 します。

2. VHF ハイチャンネルの割り当て

デジタルラジオは、すでに携帯電話一体型が市場に出てきており、今後も携帯電話一体型を中心に普|一部答申を踏まえ、検討されるものと考えま 及することが必死であると考えられます。このため、アンテナ等が小型ですむ VHF ハイチャンネルの割|す。 当を強く要望します。

3. 県域放送を前提とした周波数割り当て

ラジオは、地域に根ざしたローカル放送としての役割が非常に期待されています。また、収益面を考 えても従来の県域全体を市場とした営業活動が安定した経営環境を確保するためには必要と考えます。 従いまして、デジタルラジオにおいても、県単位の周波数割当となるよう強く希望します。また、県内 全域でのサービスを可能とするため、中継局を含めた周波数割当を確保されるよう要望します。

4. 現行アナログ放送への影響

自営通信への割当は、現行のアナログ FM 放送の受信に悪影響を及ぼすことが懸念されます。このよ うなことがないよう十分な注意と配慮を要請します。

【福井エフエム放送株式会社】

- 12 │ 電波有効利用方策に関する考え方として、移動体向けのマルチメディア放送等の「放送」とは、先に 全国FM協議会(加盟 38 社)全社の登録代表者連盟にて平成18年4月27日付で提出しております「ジョン放送以外の放送であり、放送方式を限 「VHF/UHF帯に導入を計画又は想定している具体的なシステムの提案提出」で提案しているデジ|定したものではありません。「移動体向けのマ タルラジオ(ISDB-TSB 方式)を示しているものと認識しております。
 - すでに携帯電話に組み込まれたデジタルラジオが市場に出ており、今後より一層端末の小型化が進む | 過ぎません。また、個別のシステムに関する

本考え方(案)にある「「放送」」とは、テレビ | 定したものではありません。「移動体向けのマ ルチメディア放送等」とはその一例を示したに 過ぎません。また、個別のシステムに関する 技術的条件、制度整備や周波数の割当てに ついては、本件に関する情報通信審議会の

本考え方(案)にある「「放送」」とは、テレビ ルチメディア放送等」とはその一例を示したに

と思われます。より小型化された端末の実現を容易にするためにVHFハイチャンネルをデジタルラジ オに割り当てることを希望します。

■ 「アナログFM放送」と同様に、地域情報を発信するという地上波放送の利点を生かすために、県域│一部答申を踏まえ、検討されるものと考えま 単位での周波数の割り当てが可能となるように希望します。また、自営通信に使用する電波が「アナローす。 グFM放送」に悪影響を及ぼさないように十分注意をしていただきたい。

技術的条件、制度整備や周波数の割当てに ついては、本件に関する情報通信審議会の

【株式会社エフエム青森】

- 地上波テレビのデジタル移行によって空くことになる周波数帯(VHF帯および UHF帯)の利用(周波数 配置)について、雷波有効利用方策委員会が「VHF/UHF 帯における雷波有効利用方策に関する考え方(案)」「ます。 (以下「考え方案」)を、公表したことを高く評価し、関係各位が払った多大なご努力に、敬意を表しま す。VHF 帯およびUHF帯それぞれを十分検討され「考え方案」としてまとめたと拝察します。内容面で「件、制度整備や周波数の割当てについては、 は VHF 帯について放送用及び自営通信とに半分ずつを配分するとなっており、放送用、とりわけデジタル ラジオ用の配分を要望していた当社としては大変良い案であると受け止めています。そのうえで下記の点 に留意して頂きたく、強く要望いたします。
 - (1) VHF ローチャンネルについてはアナログFM放送を主にした音声放送用を要望します。
 - (2)「考え方案」における「移動体向けのマルチメディア放送等」の「放送」とは、具体的に「デジタル ラジオ (ISDB-TSB 方式による)」のことであると認識しています。できればその旨を明示していただき たい。
 - (3) デジタルラジオは受信端末の小型化などにより多彩なサービスを創出します。すでに携帯電話一体 型が市場に出ていて、今後の普及が見込まれます。さまざまな小型機器に組み込み易くすべく「考え方」 案」に示されている通り、デジタルラジオの周波数帯は VHF のハイチャンネルの波長の短い帯域が望ま れます。
 - (4) 地上放送は地域単位の放送が有効ですので、都道府県単位での帯域割り当てが可能になるようにお 願いします。
 - (5) 自営通信に割り当てられた電波がアナログFM放送に悪影響を及ぼすことがないように十分注意を お願いします。
 - (6)「放送」と「通信」の融合が叫ばれているが「放送」の効用、役割は民主主義に資するなど大なるも のがあります。「通信」に分類されるような放送システムを検討する場合は、放送法規を含めた十分な 検討が行われることを強く要望します。

本考え方(案)を支持する御意見として承り

なお、個別のシステムに関する技術的条 本件に関する情報通信審議会の一部答申を 踏まえ、検討されるものと考えます。本考え方 (案)にある「「放送」」とは、テレビジョン放送 以外の放送であり、放送方式を限定したもの ではありません。「移動体向けのマルチメディ ア放送等」とはその一例を示したに過ぎませ

また、(6)については、本委員会の検討とは 直接関係ないものと考えます。

【株式会社エ	フェム仙台】
	ノエム ロ 1

- 14 (1)「VHF/UHF帯における電波有効利用方策に関する考え方(案)」 3 電波有効利用方策に関 本考え方(案)にある「「放送」」とは、テレビ する考え方(1)に明記されている『移動体向マルチメディア放送等の「放送」』とは、ISDB-T ジョン放送以外の放送であり、放送方式を限 SB方式によるデジタルラジオであると認識しております。 定したものではありません。「移動体向けのマ
 - (2) 市場には携帯電話一体型のデジタルラジオが出ており、今後の普及も考えるとより一層の小型化は ルチメディア放送等」とはその一例を示したに 必至であり、このためにも小型化が可能なVHFハイチャンネルをデジタルラジオに割り当てられるこ 過ぎません。また、個別のシステムに関する とが必要であると考えます。 技術的条件、制度整備や周波数の割当てに
 - (3) 地域メディアとしての重要な役割のひとつである、地域情報や災害情報などきめ細かな対応のため ついては、本件に関する情報通信審議会の にも県域単位での割り当てを希望します。 部答申を踏まえ、検討されるものと考えま
 - (4) 自営通信が使用する電波が現在のアナログFM放送に影響を及ぼすことのないよう十分な注意を払 す。 うことを希望します。

【株式会社エフエム鹿児島】

15 ① 本案における「移動体向けのマルチメディア放送等」の『放送』とは、「(ISDB-TSB 方式による) デジタルラジオ」を示すものと認識いたします。

今回の VHF/UHF 帯電波有効利用作業班による類型化作業の過程において「デジタルラジオ」と「マル 定したものではありません。「移動体向けのマチメディア放送」を区分けされましたが、「デジタルラジオ」こそが移動体向けマルチメディア放送で ルチメディア放送等」とはその一例を示したにあり、区分けの結果、複数方式が並存することは対応受信機のコスト増をもたらし、リスナーの不利益 過ぎません。また、個別のシステムに関するにつながると考えます。

- ② デジタルラジオはすでに携帯電話一体型が市場に出ており、今後も携帯電話一体型として普及するこ す。とが見込まれます。従って、その一層の小型化は必至の流れであり、これを可能とする VHF ハイチャン ネルをデジタルラジオに割り当てることを強く要望します。
- ③ 地上波放送の利点である地域単位の放送を引き続き実現するためにデジタルラジオ放送も、県域単位での割り当てを可能とすることを強く要望いたします。
- ④ 自営通信が使用する周波数帯は、アナログ FM 放送の 2 倍高調波にあたるため、自営通信システムが、アナログ FM 受信機に悪影響を及ぼすことがないよう十分に注意を払っていただくよう要望いたします。

【株式会社エフエムラジオ新潟】

本考え方(案)にある「「放送」」とは、テレビジョン放送以外の放送であり、放送方式を限定したものではありません。「移動体向けのマルチメディア放送等」とはその一例を示したに過ぎません。また、個別のシステムに関する技術的条件、制度整備や周波数の割当てについては、本件に関する情報通信審議会の一部答申を踏まえ、検討されるものと考えます。

本考え方(案)にある「「放送」」とは、テレビジョン放送以外の放送であり、放送方式を限定したものではありません。「移動体向けのマルチメディア放送等」とはその一例を示したに過ぎません。また、個別のシステムに関する技術的条件、制度整備や周波数の割当てについては、本件に関する情報通信審議会の一部答申を踏まえ、検討されるものと考えます。

(財) 日本ラジコン電波安全協会より要望致しております、新電波帯の獲得要請につきまして、我々二団 体からも改めてお願いを申し上げます。

近年マスメディアを含め一般社会からは、「ラジコン、イコール"危ないもの"」と見られがちの今日と「用途を中心とした電波利用が共同利用型シ なっています。何でも過敏に問題視する最近の風潮により、「落ちたら危ない。」、「うるさいものは止めさ「ステムとして構築されることが電波の有効利」 せろ。」と云う見方が多く、周囲、周辺住民に気配りをし、真面目なホビー活動を行っている全国の多く|用上望ましいと考えます。 のマニアが肩身のせまい思いをしているのが現状です。

過去、どの様な理由であれ、ラジコン模型に関する事故報告等がある度に、ユーザー、マニアを含め、 模型界全体が心を痛めて参りました。一般社会におきましても危険防止は社会的責任であり、我業界はホ ビーであるが故に、更なる安全対策、危険防止を図らねばなりません。

先述の3団体では、従来より事故防止のマニュアル作りや、マナー向上の指導を行い、一般社会から見 た社会的地位の向上を目指して参りましたが、5年間にも及ぶ関係各位の協力を得て、2年前待望の「ラ ジコンインストラクター制度」を立ち上げる事ができました。これにより、全国一律の安全指導が行なえ るようになり、限りなく安全性の向上が図られるようになりました。

今後共たえず問題意識を持ち、改善努力を遅滞なく続けて参る所存でございますが、我ラジコンを含む 模型界の一般社会における存在意義もご認識頂けたらと存じます。

ラジコン模型は科学するスポーツです。若いマニアの人達には、物づくりに通じるセンスを研き、養う、 大切な時間の中で、さまざまな感動を合わせて伝える事ができます。年配の方々にとっては、老けにくく、 いつまでも仲間との交流親睦を、年代を越え深める事のできる、健康的なホビーであります。

戦後の日本産業の発展を支えた多くの人達は、子供の頃殆んど皆、模型界を通り、さまざまな経験と技 術的知識を身に付ける事ができた、と云っても過言ではありません。

このような模型界の中でラジコンは発達し、今日に至っております。昨今のロボットブームも我業界な くしては語れない部分と云えるのではないでしょうか。

このように、社会、産業界に対し、改めて存在意義を感ずる現状に立ち、益々真摯に「安全と安心」を 提供し、大いなる楽しさを感じて頂けるよう、業界全体として努力を惜しむことはありません。

本要望書の本題である新電波帯の獲得は、この「安全と安心」に関して「インストラクター制度」との 正に両輪であります。電波の混信に対しては、外部要因も含め現場マニアレベルでは防ぎようが無い状況 が発生しています。

すなわち、うっかりミスによる同一周波数の発信トラブルは、たえず気を付けなければならない問題で

限られた周波数に対して寄せられた多くの 提案をかんがみ、公共性の高い安全・安心の ありますが、周辺地域との問題から、飛行場設置環境が厳しくなり、狭い範囲(地域)にクラブ飛行場が 集中せざるを得ず、結果近隣飛行場とのお互いの電波干渉によるトラブルや事故が多く報告されるように なっています。

様々な指導および周知活動により、周囲や自然環境にやさしい、ラジコン模型人としてのルールマナーを確立する事はできるでしょう。しかしながら、使用電波に関する今の環境を変える事ができなければ、 なおも危険性は増大する一方となります。

これらの事から、専用新電波滞の利用により混信事故の撲滅を図り、安全性を飛躍的に向上させたいと考える次第でございます。

本日、ラジコン模型界全体の悲願となりました「安全に通じる新電波帯とシステム」へのご理解を衷心よりお願い申し上げます。

【日本ラジコン模型工業会】

- 17 (1)電波有効利用方策に関する考え方(1)に示されている移動体向けマルチメディア放送等の「放送」 本考え方(案)にある「「放送」」とは、テレビとは、つまり、(ISDB-TSB方式による)デジタルラジオ放送であることを明確にしていただき ジョン放送以外の放送であり、放送方式を限たい。現在この方式で実用化試験放送も実施され、受信機もこれに対応したものが市場に出ている状況 定したものではありません。「移動体向けのマから、これ以外の方式では混乱が生じると考えます。 ルチメディア放送等」とはその一例を示したに
 - (2) デジタルラジオの受信機としては、携帯電話にその機能が組み込まれたものが既に市場に出されて おり、今後もさまざまな形態の受信機が普及・発展して行くことが予想されます。こうした受信機を小 制度整備や周波数の割当てについては、本 型化するには周波数が高い方が望ましいです。また、既に開発されている受信機はVHFハイチャンネ 件に関する情報通信審議会の一部答申を踏 ルのものです。このことから、VHFハイチャンネルがデジタルラジオに割り当てられることを希望し まえ、検討されるものと考えます。 また、VHF7チャンネルでの実用化試験局に
 - (3) DRPの実用化試験放送はVHFの7chで行われています。既に実用化試験放送を行っており、この周波数帯でデジタルラジオ放送を行う上での問題点や電波の実際の到達距離等は確認済みと思われます。こうしたことから、デジタルラジオはVHF7chを含むハイチャンネルを利用することが得策と考えます。
 - (4) 放送エリアについては、県域単位での免許を強く希望します。県域単位エリアでの放送を実現する ものではない」と明記されています。ことにより災害対策や地域文化貢献等の放送の役割を活かすことができます。また、北関東では、高速 道路ほか主要道路が数多く山間地域を走っており、移動体向け放送を満足させるには中継局用周波数確 保が重要不可欠です。関東広域圏では、こうした事情を十分に考慮していただき、県域デジタルラジオ

本考え方(案)にある「「放送」」とは、テレビジョン放送以外の放送であり、放送方式を限定したものではありません。「移動体向けのマルチメディア放送等」とはその一例を示したに過ぎません。また、個別のシステムに関する制度整備や周波数の割当てについては、本件に関する情報通信審議会の一部答申を踏まえ、検討されるものと考えます。

また、VHF7チャンネルでの実用化試験局については、「地上デジタル音声放送を行う実用化試験局の免許方針」(平成12年11月17日報道発表)において「今回割り当てる周波数は、将来の実用段階での使用を前提とするものではない」と明記されています。

向け周波数の確保をお願いいたします。

【株式会社エフエム群馬】

- 18 (1) このたび、総務省殿におかれては、地上テレビジョン放送のデジタル化にともなう周波数配置の再 本考編成において、広く技術動向や需要動向を把握されて標記の考え方をまとめられたことは、公共の便益 ます。 を図る ITS の立場からみて大いに歓迎すべきものと考えます。 なお
 - (2) 特に 700MHz 帯 (UHF 帯)の電波は、既に ITS 専用に割り当てられている 5.8GHz 帯の電波と異なり、直進性が低く、建物の陰や車の陰に回りこみ易いという性質があり、市街地の道路交通環境における情報伝達手段として最適であると考えられております。総務省殿におかれては「安全・安心の確保」の視点から「車車間通信等」の利用を念頭に UHF の周波数帯を ITS 用に充てることを提案されておられますが、これは上記の電波特性と利用環境を十分把握された上でのご判断と推察いたします。
 - (3) ただし、700MHz 帯の利用開始までには数年の猶予があり、それまでの通信技術の進歩やアプリケーションニーズの変化に応じた同帯域の利用方法の拡大は当然追及されるべきものであります。そうした場合、現状ご提案されている「ITS 用帯域(10MHz)が適当である」というご判断には若干の危惧を抱いております。「安全・安心」は公共の重要課題であり、この実現のために将来における帯域の再度見直しといった柔軟な施策を講ずる姿勢も必要かと考えます。
 - (4) 日本自動車研究所 ITS センターとしては、「安心・安全」な道路環境の実現を目指す立場から、この総務省殿のご提案を基本的に支持するとともに、これが実現した場合、その活用について既存のメディアとの利用法の整理を行いつつ、国民の納得が得られる ITS 展開の道筋を関係機関の連携のもとに明らかにしていかなくてはならないと思っております。

【(財)日本自動車研究所 I T S センター】

19 「VHF/UHF 帯における電波有効利用方策に関する考え方(案)」に賛成いたします。

政府が推進している「IT 新改革戦略」において「世界一安全な道路交通社会の実現」が重要方策の一つと ます。 して掲げられておりますが、インフラ協調安全運転支援システムの実用化に向けた取り組みなど、UHF 帯の電波利用は道路交通環境の改善に有効な手段になると考えております。

【社団法人 日本自動車工業会】

20 VHF/UHF 帯における電波有効利用方策に関する考え方(案)に賛成致します。

移動体向けマルチメディア放送の可及的速やかに実現することは周波数有効利用の観点からも適当で ます。あると考えます。その条件として放送システムの装置小型化の観点から UHF 帯または VHF 帯の上の方に速

本考え方(案)を支持する御意見として承り ます。

なお、必要周波数帯幅に関しては、主として 出会い頭の衝突防止等車車間通信を想定し て検討した結果、10MHz 幅が適当と考えたも のです。ITSについては、5.8GHz 帯等も確保 されており、周波数特性を考慮しつつ、これら を有効利用することが重要と考えます。

本考え方(案)を支持する御意見として承り ます。

本考え方(案)を支持する御意見として承り ます。

やかに周波数割り当てがなされること、できるだけ早期に商用化のための実験等ができるよう配慮してい ただけることを希望します。

【マスプロ電工株式会社】

弊社は平成17年に開かれたワイヤレスブロードバンド推進研究会において具体的システムの提案を 行い、議論に参加させて頂きました。具体的システムとしてVHF・UHF帯のITS通信システムを提一ます。 案し、その安全運転支援用としての有効性が確認されました。

また、平成18年1月に内閣府から発表された「IT新改革戦略」に盛り込まれた"世界一安全な道路 交通社会の実現"について、UHF帯における安全運転支援システムの実現により、貢献できるものと考 えます。

このたびの情報通信審議会電波有効利用方策委員会による「VHF/UHF帯における電波有効利用方 策に関する考え方(案)」のUHF帯(710-770MHz)の周波数配置案にはITS用として 715-725MHz が配 分されており、本委員会案に賛成します。

【株式会社日立製作所】

本案における『移動体向けマルチメディア放送などとともに「放送」という』とは、ISDB-TSB方式によ るデジタルラジオを示すものと認識いたします。VHF/UHF 帯電波有効利用作業班による類型化システムで↓ジョン放送以外の放送であり、放送方式を限 は、"デジタル放送(マルチメディア放送)"と"デジタル放送(デジタルラジオ放送)"に区分けされま したが、複数方式が並存することは対応受信機のコスト増をもたらし、受信者の不利益につながります。 2011年に遅滞なくサービスを開始するためには、移動体向けマルチメディア放送としてすでに実証されて いる ISDB-TSB 方式に一本化されるべきと考えます。

地上波放送の利点である地域単位の放送を引き続き実現するため、県域単位での割り当てを可能とする ことを切望いたします。

【長野エフエム放送株式会社】

23 1. 移動体向けのマルチメディア放送等の「放送」について

移動体向けのマルチメディア放送等の「放送」とは、ISDB-TSB方式によるデジタルラジオと認識してい|ジョン放送以外の放送であり、放送方式を限 る。当方式は実用化試験放送で既に実績があり、対応する受信機も開発が行われている。したがって、他 の方式ではコスト、技術を含めた開発期間等の問題が多いことを十分考慮していただきたい。

2. VHF ハイチャンネルの割当について

本考え方(案)を支持する御意見として承り

本考え方(案)にある「「放送」」とは、テレビ | 定したものではありません。「移動体向けのマ ルチメディア放送等」とはその一例を示したに 過ぎません。また、個別のシステムに関する 制度整備については、本件に関する情報通 信審議会の一部答申を踏まえ、検討されるも のと考えます。

本考え方(案)にある「「放送」」とは、テレビ 定したものではありません。「移動体向けのマ ルチメディア放送等」とはその一例を示したに 過ぎません。また、個別のシステムに関する 技術的条件、制度整備や周波数の割当てに

デジタルラジオは既に携帯電話一体型が開発、市場に製品として販売されており、今後普及が見込まれ る。一方、携帯電話の小型薄型は市場ニーズに基づいたものであり、今後更にその方向性が進むと思われ | 一部答申を踏まえ、検討されるものと考えま る。よって、デジタルラジオには、アンテナ等が小型ですむ VHF ハイチャンネルをぜひ割り当てていただ|す。 きたい。

ついては、本件に関する情報通信審議会の

3. 県域単位での周波数割当について

ラジオの地域における役割は、これまでの歴史の中で十分立証されていると認識している。したがって、 デジタルラジオにおいても、地域住民サービスの観点から県単位の周波数割当を強く望むものである。

4.「自営通信」と「現行アナログ FM 放送」について

「自営通信」が使用する雷波が「現行アナログ FM 放送」に影響を及ぼすことが懸念される。そのよう なことがないよう十分な配慮を望みたい。

【富山エフエム放送株式会社】

24│既に地上デジタルラジオ放送(ISDBーTSB 方式)は東京、大阪にて実用化試験放送が開始され2006年 12月からはデジタルラジオ機能を装備した携帯端末が一般発売されるなど単なる一体型としてのみで|数の割当てについては、本件に関する情報 なく新たな可能性をもったデジタルメディアとして今後、様々な形態での受信機の普及が期待されます。

民間ラジオ放送はさまざまなコンテンツに富んだ地域密着型のもっとも身近で信頼されるメディアと「ものと考えます。 して国民に普及、支持されており、また最近では一般聴取者はもとより地方自治体からもライフライン被 害等の災害広報の有用なメディアとしてあらためて認知されています。

半世紀におよび培ってきた基幹メディアとしてのノウハウに加え、ラジオのデジタル化によりマルチメ ディアサービスへと展開することにより、新たなリスナーの獲得、これまで以上に地域密着したきめ細や かな情報伝達を可能とします。

標記意見募集の対象VHF帯207.5-222MHz帯についてはISDB-TSB方式で県域単位の普及型 デジタルラジオ放送用に割り当てを可能とすることを強く希望致します。

【株式会社エフエム佐賀】

25 | 1. VHF ハイチャンネルをデジタルラジオに割り当てるように希望します。

理由:意見募集の対象である案における「移動体向けのマルチメディア放送等の「「放送」」とは、 とりもなおさず「(ISDB・TSB方式による)デジタルラジオ」を示すものであると認識しております。

通信審議会の一部答申を踏まえ、検討される

個別のシステムに関する制度整備や周波

本考え方(案)にある「「放送」」とは、テレビ ジョン放送以外の放送であり、放送方式を限 定したものではありません。「移動体向けのマ デジタルラジオはすでに携帯電話一体型が市場に出ており、今後も携帯電話一体型として普及することが見込まれます。

よって、その一層の小型化は必至の流れであり、これを可能とするVHFハイチャンネルをデジタルラジオに割り当てることがデジタルラジオの普及、電波の有効利用につながるものと考えております。

2. デジタルラジオへの割り当てにおいて、地上波放送の利点である地域単位の放送を引き続き実現するため、県域単位での帯域割り当てを可能とするよう希望します。

これまでも地上波音声放送は、パーソナルメディアとしての肌理の細かい情報伝達、音楽文化の普及、 または移動体に強いメディアとして、更には災害時における地域の情報伝達手段として必要不可欠なも のであると考えております。

3. 意見募集の対象である案における「自営通信」が使用する電波が「地上波アナログFM放送」に混信等の悪影響を及ぼすことの無いよう十分注意をはらうようにして頂きたい。

「FM放送局の置局に関する技術的条件」にも記載されているとおり、地上波VHFテレビジョンと地上波アナログFM放送の周波数関係から混信等が一部の周波数で考えられることから、地上波VHFテレビジョンと同様の帯域を使用する「自営通信」が使用する電波が「地上波アナログFM放送」に混信等の悪影響を及ぼすことの無いよう十分注意をはらうようにして頂きたい。

【株式会社エフエム香川】

26 移動体向けマルチメディア放送等の「放送」における放送方式について

【意見】

本案提出については、電波有効利用方策委員会、VHF/UHF帯電波有効利用作業班、アドホックグループにより限られた時間の中で精力的な調査検討がなされた結果であると評価します。

当案の中では移動体向けマルチメディア放送等の「放送」の具体的な方式についての言及がありません。過ぎません。また、個別のシステムに関するが、この放送方式については上記作業班が前提として検討していた「(ISDB-TSB 方式による) デジタルラ 技術的条件、制度整備や周波数の割当てにジオ」を示すものと認識します。

【理由】

地上デジタルTV、ワンセグTVと同じ方式とすることにより、受信機の共通化が期待され、緊急放送 す。 を始めとして国民の利便性が著しく向上するものと考えます。

ルチメディア放送等」とはその一例を示したに 過ぎません。また、個別のシステムに関する 技術的条件、制度整備や周波数の割当てに ついては、本件に関する情報通信審議会の 一部答申を踏まえ、検討されるものと考えま す。

本考え方(案)にある「「放送」」とは、テレビジョン放送以外の放送であり、放送方式を限定したものではありません。「移動体向けのマルチメディア放送等」とはその一例を示したに過ぎません。また、個別のシステムに関する技術的条件、制度整備や周波数の割当てについては、本件に関する情報通信審議会の一部答申を踏まえ、検討されるものと考えます。

デジタルラジオの帯域について

【意見】

受信機の小型化に適した VHF ハイチャンネルをデジタルラジオに割り当てていただく事を強く希望しま す。

【理由】

デジタルラジオは既に携帯電話一体型の市場やポータブル受信機の商品があり、今後も携帯電話一体型な ど小型受信機の普及が見込まれます。

デジタルラジオのサービスエリアについて

【意見】

県域単位での割当を可能とすることを強く希望します。

【理由】

携帯一体型や可搬性の高いポータブル型に実装可能なデジタルラジオは災害放送などでも有効なメディ アです。災害時にはエリアを限定した情報が重要になること、また、地域の文化など地域単位の放送が不 可欠なことから県域単位での割当が必要です。

アナログ FM 放送への影響について

【意見】

2011 年以降も継続するアナログ FM 放送に対し、自営通信が使用する電波が悪影響を及ぼすことが無いよ う十分な配慮をお願いします。

【静岡エフエム放送株式会社】

27 1. デジタルラジオの制度化について

平成 15 年 10 月に開始した地上デジタルラジオ放送(以下、デジタルラジオ)の実用化試験放送は、現在、 アナログテレビ放送の7ch(188~192MHz)の中で、関東エリアは東京・千葉・埼玉・神奈川、近畿エリ アは大阪・京都・奈良・兵庫のそれぞれ一部地域を対象に実施しており、本放送に向けてコンテンツの充|ルチメディア放送等」とはその一例を示したに 実化を図りつつ、着実に実績を積み重ねているところである。また、昨年来、携帯電話一体型やパソコン「過ぎません。 用などの受信機が順次発売され、一般への普及が進みつつある。今後、デジタルラジオの全国展開が可能

本考え方(案)にある「「放送」」とは、テレビ ジョン放送以外の放送であり、放送方式を限 定したものではありません。「移動体向けのマ

また、VHF7チャンネルでの実用化試験局に

となれば、現行のアナログ放送では実現できなかった多彩な専門チャンネルの登場や、データ放送、通信 との連携サービス、車載端末や携帯端末など移動体向けの地域情報の提供など、更なる放送サービスの充実が期待される。

こうした背景がある中で、標記案においては、テレビのデジタル化によるVHF帯空き周波数のうち、90 数は、将来の実用段階での使用を前提とする~108MHzおよび 207.5~222MHzを、移動体向けのマルチメディア放送などの「放送」用とすること ものではない」と明記されているところであり、が望ましいと述べるに止まっているが、デジタルラジオの重要な役割を踏まえた将来展望についても適切 いつ、周波数割当計画(平成 12 年 11 月 30 に言及しておくべきである。

デジタルラジオは、平常時のみならず、非常災害時においても、被害状況や避難所の情報など、より地域 帯が「移動業務によるこの周波数帯の使用に密着した、きめ細かな情報提供に威力を発揮することが期待されるものであり、半世紀以上にわたる民 は、2011 年 7 月 25 日からとする。」とされてい 放ラジオのノウハウが最大限活用できるよう、将来的に全国各地域でデジタルラジオを展開するために必 ます。 要な周波数帯域を十分確保することは、電波の有効利用という観点からみても当を得た施策であることは 論を待たない。今後の制度設計に当たっては、既存民放事業者の意向を尊重し、上述の趣旨を踏まえて適 切に検討されたい。

2. 現行の受信者保護について

標記案では、テレビのデジタル化により空き周波数となるVHF帯のうち、7ch を含む 170~202.5MH zを「自営通信」用とすることが望ましいとしているが、電波有効利用方策委員会での議論においても、現行のデジタルラジオの受信者保護の観点から、「現在、デジタル音声放送の実用化試験放送をVHFの7ch を用いて実施していることから、仮に、VHFの7ch が放送用帯域として確保出来ない場合においても、ある程度の移行期間を限定して、放送用帯域としての利用を要請する」との指摘が行われている。こうした議論を踏まえて、今後の制度設計に当たっては、現行の受信者が不利益を被ることのないよう、必要に応じて7ch はデジタルラジオでの一定期間の暫定利用を認めるなど、円滑な移行措置が必要なことを明記するとともに、特段の配慮をされたい。

3. 既存業務とのガードバンド等について

770MHz以上の放送FPUと「電気通信」とのガードバンドについて、"放送FPUの周波数の利用実態からこれを不要とすることができる可能性がある"旨の記述があるが、当該の放送FPUは、非常災害時を含む報道中継や番組制作に欠かせない無線システムであるため、稼働率や無線局数の観点だけでガード

ついては、「地上デジタル音声放送を行う実用化試験局の免許方針」(平成12年11月17日報道発表)において「今回割り当てる周波数は、将来の実用段階での使用を前提とするものではない」と明記されているところであり、かつ、周波数割当計画(平成12年11月30日郵政省告示第746号)においては同周波数帯が「移動業務によるこの周波数帯の使用は、2011年7月25日からとする。」とされています。

バンドの削減を論じることは不適切であり、短期間でかつ限定的な検討からこうした可能性に言及するの は拙速である。「電気通信」として新たに導入される無線システムの技術的条件の検討にあたっては、周 波数が隣接する放送FPUの実際の運用形態を踏まえ、放送FPUへの干渉妨害が発生しないよう、必要 なガードバンドについて十分精査すべきである。

また、「ITS」と地上デジタルテレビ放送とのガードバンドについて、"概ね5MHz幅を考慮してお くことが適当である"旨の記述があるが、基幹的メディアである地上デジタルテレビ放送の受信障害によ り、国民視聴者に迷惑をかけるようなことがあってはならない。「ITS」として新たに導入される無線 システムは、ワンセグ・車載も含むテレビ受信機の近傍において多数利用されることが想定されるため、 その技術的条件の検討にあたっては、周波数が隣接する地上デジタルテレビ放送への干渉妨害が発生しな。 いよう、必要なガードバンドについて十分精査すべきである。

さらに、標記案では触れられていないが、「自営通信」としてVHF帯に新たに導入されるシステムにつ いても、既存FM放送との周波数関係によっては相互変調等が心配される。従って、その技術的条件の検 討にあたっては、FM放送の受信障害が発生しないよう、十分精査すべきである。

【社団法人 日本民間放送連盟】

- 「VHF/UHF帯における電波有効利用方策に関する考え方(案)」は、過去の審議会等で決定された 事項を踏まえて充分に討議されたもので、適切な考え方であると認識しております。当社はラジオ単営社 として、長きにわたり放送文化の発展、寄与のために一翼を担ってきたと自負しておりますが、その観点 からあらためて意見を述べさせていただきます。
 - (1) VHF帯を使用する「放送」においては、すでに 2001 年、当時の郵政省管轄のもとに社団法人「デー ジタルラジオ推進協会」(DRP) が設立され、2003年より7chの空き帯域を使って東京、大阪で実用化 |試験放送がおこなわれています。DRPは、1998 年 10 月にまとめられた「地上デジタル放送懇談会 | 報 告書」の流れを受けて設立されたもので、当社もメンバーとして参加し、実用化試験放送を実施しており ます。ラジオは現在のところモア・チャンネルであり、地上テレビ放送のようにデジタルへの移行がマス トではありませんが、デジタル化によりラジオも簡易映像をはじめとする多彩なデータ、高度なサービス| が提供できるようになり、また双方向機能を生かしたサービスにより、通信との融合も加速されるものと|かつ、周波数割当計画(平成 12 年 11 月 30 考えられます。ラジオ事業者には長い間にわたって放送サービス、情報サービスをおこなってきたノーハ ウの蓄積があり、デジタル時代にあってもそれらを活用してゆくことが、広く国民に資するものであると|帯が「移動業務によるこの周波数帯の使用

本考え方(案)にある「「放送」」とは、テレビ ジョン放送以外の放送であり、放送方式を限 定したものではありません。「移動体向けのマ ルチメディア放送等」とはその一例を示したに 過ぎません。

また、VHF7チャンネルでの実用化試験局に ついては、「地上デジタル音声放送を行う実 用化試験局の免許方針」(平成 12 年 11 月 17 日報道発表)において「今回割り当てる周波 数は、将来の実用段階での使用を前提とする 「ものではない」と明記されているところであり、 日郵政省告示第746号)においては同周波数

考えます。災害時の迅速かつ、国民の安全を守るための的確な報道についてのノーハウの蓄積等について「は、2011年7月25日からとする。」とされてい は言うまでもありません。そのような音声メディアの社会への貢献、公共性を意識した上で、新しい時代│ます。 に開発されるメディア放送を推し進めてゆくためにも、現在ラジオ放送をおこなっている社、およびDR Pに加盟している会員社が長い間つちつかってきたノーハウが損なわれることのないよう、国民生活のた めに出来るだけ生かされるような形で制度化されるのが望ましいと考えます。

(2) 現在、東京と大阪でデジタルラジオの実用化試験放送に使われている 7ch 帯 (188MHz~192MHz) に ついては、受信端末も販売されており、ユーザーにも無用の混乱が起きることのないよう消費者保護の観 点から、2011年以降も一定期間、円滑な移行ができるよう、暫定利用できるようにすることが望ましいと 考えます。

【株式会社ニッポン放送】

- 今回の「VHF/UHF帯における電波有効利用方策に関する考え方(案)」は、1年以上にわたって 広く検討を行った結果であり、VHF帯の周波数配置案については概ね適切であり替成する。しかし、以「ジョン放送以外の放送であり、放送方式を限 下の点については、時間的な制約があり十分な議論が行われたとは言えない部分も見受けられるので、さ一定したものではありません。「移動体向けのマ らなるご検討をお願いしたい。
 - 1. デジタルラジオの制度化

平成15年10月に実用化試験放送を始めたデジタルラジオは、本放送に向け、コンテンツの充実、受土ついては、「地上デジタル音声放送を行う実 信機の普及が着実に進んでいる。地域情報に根ざし国民生活に密着したラジオのデジタル化は避けて通る ことはできず、データ放送や通信との連携サービスも期待されるデジタルラジオの普及は、電波の有効利 用に資するところ大である。特に非常災害時においては、デジタルラジオはきめ細かな情報提供で安心・ 安全な社会の実現に大きく寄与できるメディアであり、デジタルラジオの重要性を踏まえた将来展望につ いて、適切な言及がなされることを希望する。

現在デジタルラジオの実用化試験放送が行われているVHF7チャンネルの帯域は、標記案において 「自営通信用とすることが適当である」とされている。しかし、現行のデジタルラジオ受信者保護の観点! から、これまでの委員会での議論を踏まえ、必要に応じてデジタルラジオによる7チャンネルの暫定利用 を認めるなど、特段の配慮をお願いしたい。

本考え方(案)にある「「放送」」とは、テレビ ルチメディア放送等」とはその一例を示したに 過ぎません。

また、VHF7チャンネルでの実用化試験局に 用化試験局の免許方針」(平成 12 年 11 月 17 日報道発表)において「今回割り当てる周波 数は、将来の実用段階での使用を前提とする ものではない」と明記されているところであり、 かつ、周波数割当計画(平成 12 年 11 月 30 日郵政省告示第746号)においては同周波数 帯が「移動業務によるこの周波数帯の使用 は、2011年7月25日からとする。」とされてい ます。

2. 放送用FPUと電気通信とのガードバンド

「770MHz 以上の放送用 FPU」と「電気通信」とのガードバンドについて、標記案では「放送 FPUの利用実態からこれを不要とすることができる可能性がある」との記述があるが、当該放送 FPUシステムの利用実態や単純な無線局数だけを条件として、ガードバンドについて考察することは不適切である。特に、この検討結果を導き出した回答書(電波有効利用方策委員会に提出された「UHF帯共用検討グループに課せられた検討項目に対する回答」資料 2022-V U 作-8-2-5)の一部には、実際とは異なる不適切な想定や前提条件に関しての誤認がある。

これまでも機会がある度に放送事業者として申し上げてきたが、「770MHz 以上で利用される放送用 F P U 」は電波伝搬特性上、ロードレースをはじめとする一般の番組制作のみならず、緊急及び災害報道中継に絶対不可欠な F P U システムである。

改めて、「放送用FPU」と「電気通信」との共用条件を再検討し、「放送用FPU」の実際の運用形態を十分考慮しながら、必要なガードバンド幅を割り当てるよう強く要望する。

3. 地上デジタルテレビ放送とITSとのガードバンド

「基幹メディアである地上デジタルテレビ放送」と隣接する「ITS」とのガードバンド幅について、標記案では「概ね5MHz 幅を考慮しておくことが適当である」との記述があるが、受信障害が生じることによって、国民視聴者に迷惑がかかるようなことがあってはならない。

ITS機器は、自動車・道路・標識等、その設置場所がポータブルのワンセグ受信機、車載受信機等と非常に近く、また相当な数の普及が予想されるので、個人が購入できる機器同士の干渉妨害は、一度普及が始まってからでは解決が非常に難しい。

したがってITS導入の技術的条件の検討にあたっては、既存の地上デジタルテレビ放送への干渉妨害が発生しないよう、必要なガードバンド確保について十分な検討が必要である。

【株式会社東京放送】

30 意見:今回の「考え方」には賛成致します。実際の周波数配分においては、下記の点にご配慮下さい。

1.「放送」に割り当てられた周波数帯において、地上音声デジタル放送(通称:デジタルラジオ)に十分な周波数帯域の配分の検討をお願いしたい。

「ながら聴取」ができるラジオは、デジタル時代においても必要なメディアであると考えます。

本考え方(案)を支持する御意見として承ります。

本考え方(案)にある「「放送」」とは、テレビ ジョン放送以外の放送であり、放送方式を限 定したものではありません。「移動体向けのマ また、ラジオは携帯性にも優れ、大災害時には頼りにされるメディアでもあります。

それは阪神大震災を経験した、私どもの切なる実感です。これまでラジオが果たしてきた、国民の安心・ 安全に資する役割はデジタル時代においても変わりません。

2. VHF7chの使用に当たっては、デジタルラジオユーザーに対する保護として、一定期間の移行措置の検討をお願いしたい。

地上音声デジタル放送は、現在、大阪と東京においてVHF7チャンネルを使用して、放送の実用化 試験放送が行われており、この試験放送を受信できる端末も数多く出てい ます。

聴取者保護の観点から、「自営通信」に割り当てが検討されているVHF7チャンネルの周波数帯は、 2011年7月以降も一定の間、移行期間としてデジタル地上音声放送が使用することを認めて頂きたい。

3.「放送」の技術方式は、ISDB-T方式の採用の検討をお願いしたい。

現在デジタルラジオはISDB-T方式を採用して試験放送を行っています。

またISDB-T方式を採用している地上デジタルテレビの受信機の普及も順調に進んでいます。

移動時においても、地上デジタルテレビを手軽に見ることのできる「ワンセグ」が受信可能な携帯電話・端末も非常な勢いで普及しています。

この普及は、固定受信も移動受信も同一の周波数で可能なISDB-T方式が優れているからであると考えます。

「放送」に新規に割り当てられる周波数においての技術方式はデジタルテレビやデジタルラジオの試験放送で採用され、実績のある同一の方式のISDB-T方式として頂きたい。

新たに始まる「放送」が同一方式を採用することで、受信モジュールは既存の地上デジタルテレビとの 共用が可能になり、低廉化が図れます。

これにより、ISDB-T方式の受信機数は飛躍的に増え、受信機メーカーにおいてもISDB-T方式のノウハウが蓄積されるメリットと、ユーザーにとっては受信機の低 廉化、「放送」事業者にとっては受信者数の早期増大というメリットが期待されます。

ルチメディア放送等」とはその一例を示したに 過ぎません。

また、VHF7チャンネルでの実用化試験局については、「地上デジタル音声放送を行う実用化試験局の免許方針」(平成12年11月17日報道発表)において「今回割り当てる周波数は、将来の実用段階での使用を前提とするものではない」と明記されているところであり、かつ、周波数割当計画(平成12年11月30日郵政省告示第746号)においては同周波数帯が「移動業務によるこの周波数帯の使用は、2011年7月25日からとする。」とされています。

その結果、日本発の放送技術の国際競争力の強化に寄与することから、「放送」の技術方式は、現在の 実用化試験放送と同じくISDB-T方式の採用されることを希望します。

4. VHF帯に割り当てられる「放送」についての定義が「移動体向けのマルチメディア放送」となって いるが、曖昧な表現は避け、平成13年7月告示の「周波数割当計画」の文言通り「テレビジョン以外 の放送」とすることが適切と考えます。

【朝日放送株式会社】

- 1、現在、社団法人デジタルラジオ推進協会を免許人として、地上デジタル音声放送の実用化試験放送が VHFフチャンネルで実施されています。また、同放送の受信端末が市販されていることから、VHF 7チャンネルの新規用途による利用開始の時期を含め、円滑な移行手続にご配慮をお願いします。
 - 2. 今後の周波数利用ニーズのひとつとして、放送を「移動体向けのマルチメディア放送等」と表記され るのは、地上デジタル放送の導入の在り方に誤解が生じることも懸念されますので、本案『図2』にあ りますよう「テレビジョン以外の放送」に統一されることを希望します。
 - 3. 平成7年の阪神・淡路大震災におけるラジオの有用性にみられるよう、地域社会における情報通信メ ディアとしてのラジオの特性と役割を、アナログ音声放送との連携も視野に入れながら、デジタル音声 放送においても引き続き果たしていきたい所存です。

【大阪放送株式会社】

本考え方(案)にある「「放送」」とは、テレビ ジョン放送以外の放送であり、放送方式を限 定したものではありません。「移動体向けのマ ルチメディア放送等」とはその一例を示したに 過ぎません。

また、VHF7チャンネルでの実用化試験局に ついては、「地上デジタル音声放送を行う実 用化試験局の免許方針 1(平成 12年 11月 17 日報道発表)において「今回割り当てる周波 数は、将来の実用段階での使用を前提とする ものではない」と明記されているところであり、 かつ、周波数割当計画(平成 12 年 11 月 30 日郵政省告示第746号)においては同周波数 帯が「移動業務によるこの周波数帯の使用 は、2011年7月25日からとする。」とされてい ます。

平成10年10月の総務省(旧郵政省)による「地上デジタル放送懇談会」報告書において、地上デジタ ル音声放送のチャンネルプランについて、「VHF帯を利用することが適当である」旨が記載され、平成一ます。 11年電気通信技術審議会答申「地上デジタル音声放送方式の技術的条件」「地上デジタル音声放送の置 |局に関する技術的条件|により地上デジタルテレビジョン放送方式と共通のセグメント構造を持ったIS|ついては、「地上デジタル音声放送を行う実

本考え方(案)を支持する御意見として承り

なお、VHF7チャンネルでの実用化試験局に

DB-TSB方式が策定されました。

この技術方式による新しい音声放送サービスの実現に向けて、放送事業者、商社、通信事業者、受信機メーカ等が主体となり、社団法人デジタルラジオ推進協会(DRP)が設立され、デジタルラジオ放送の規格検討、受信機開発の促進、通信連携型サービスの検証など、東京と大阪にて実用化試験放送(VHF第7チャンネルを使用)を開始し、様々な取り組みを精力的に行なってまいりました。

その結果、平成18年12月には、デジタルラジオの受信機能付き携帯電話が市場に登場し、現在すでに 日郵政省告示第746号)においては同周波数数十万台が出荷されており、更にパソコンで使用できるUSB型受信機なども相次いで発売されておりま 帯が「移動業務によるこの周波数帯の使用す。 は、2011年7月25日からとする。」とされてい

ラジオ放送は、国民生活に密着したメディアとして広く普及するとともに、非常災害時における情報伝 ます。 達手段として重要な役割を担っております。我々音声放送事業者は、この最も身近で、国民に浸透しているラジオ放送は、将来に渡って必要とされるメディアであると確信しております。

また世界的に見てもラジオのデジタル化は必須であり、地上デジタルテレビジョンの普及に合わせ、技術方式的に親和性のあるISDB-TSB方式を使用したデジタルラジオの全国的な普及は、その経済的な効果も含め、有限稀少な資源である電波の有効な施策に資するものと考えております。

こうした前提に立って、当案につき以下の三点を意見として申し述べます。

- 1 当案のVHF帯における周波数配置案は、概ね適当であり賛成いたします。
- 2 すでにデジタルラジオを受信できる端末が市場に出ており、VHFの第7チャンネルを受信してデジタルラジオのサービスを受けるユーザーが増加しております。2011年以降、デジタルラジオが、別なバンドへ移行する際は、消費者保護の観点から、適当な期間 第7チャンネルを放送用に使用できるなど円滑な移行に配慮していただくことを希望いたします。
- 3 放送用に割り当てられているVHF90-108MHz帯は、スポラディックE層の影響により、VHF170-222MHz帯に比べ隣接国のFM波等が影響する懸念があり、放送用途として一定の品質を保証するためには、さまざまな工夫が必要であると認識しております。より最適な無線システムの配置が可能となるよう、国としても隣接国との調整作業や、事前の影響調査など、環境改善のための施策を考慮して頂くよう希望いたします。

用化試験局の免許方針」(平成12年11月17日報道発表)において「今回割り当てる周波数は、将来の実用段階での使用を前提とするものではない」と明記されているところであり、かつ、周波数割当計画(平成12年11月30日郵政省告示第746号)においては同周波数帯が「移動業務によるこの周波数帯の使用は、2011年7月25日からとする。」とされています。

【株式会社 TBS ラジオ&コミュニケーションズ】

この度の「VHF/UHF帯における電波有効利用方策に関する考え方(案)」に関する意見募集について、UHFとVHFにまたがる130MHz帯域の有効活用につき、「移動体向けマルチメディア放送等の「「放送」」に割り当てる事が述べられていることは、電波の有効利用の観点からみて非常に妥当な考え方である。

ISDB-T マルチメディアフォーラムは、日本を代表する放送局やコンテンツプロバイダー、通信事業者、製造事業者などの企業が65社以上参加している。これら多数の企業が、日本で開発された国際標準規格であり、メディア横断的に用いることのできるISDB-T 方式を基本に、新しいマルチメディア放送サービスと、既に実用化されているサービスとの共用や両立性、共用端末の製造技術などを幅広く検討している。本周波数の有効利用にあたっては、我が国が開発した技術、知的財産を活かし、将来も日本の技術開発能力を活かしてサービスの向上を図れる方式が検討される事を希望する。

【ISDB-T マルチメディアフォーラム】

34 | VHF/UHF 帯における電波有効利用方策に関する考え方(案)について、以下の通り意見を述べ させてい ただきます。

これら、電波を利用する機器の技術的条件の検討にあたっては、植込み型心臓ペースメーカ等へ与える 影響についても、検討項目として加えていただくことを希望いたします。

技術的条件の検討の段階より検討いただくことで、当該機器の導入前に植込み型心臓ペースメーカ等装着者に対し適切な情報の周知を行うことが可能となり、国民の安全、安心に寄与するものと考えます。

背景:従前、「電波の医療機器等への影響に関する調査研究会」において、電波を利用する機器が植込 意義があるものと考えられます。現状では、み型心臓ペースメーカ等へ与える影響について試験が行われてきましたが、既存の電波を利用する機器を 類似の機器であっても機種によっては想定外対象としているため、何らかの安全対策(ステッカによる表示等)が必要となった場合に稼働中の機器へ の作動をすることがあることから、当該機種の対応が常に後手となり、少なからず植込み型心臓ペースメーカ等装着者の不安を招く結果となってきま の実用化後、実製品を用いて検証が行われ、 はこれているものと理解しています。

今般、意見募集の対象となっている周波数帯においては多種多様な機器が導入されることと思われ、何らかの安全性対応が必要となる機器が存在することも予想されます。この場合、従来通りの稼動後の調査研究となった場合には、安全対策の実施完了までに時間を要すること等より植込み型心臓ペースメーカ等の装着者に無用な混乱、不安を与えかねません。よって、電波を利用する機器の技術的条件を検討する段階において、電波に使用に対して許認可権限を有する総務省が主体となり、植込み型心臓ペースメーカ等

本考え方(案)を支持する御意見として承ります。

なお、個別のシステムに関する制度整備に ついては、本件に関する情報通信審議会の 一部答申を踏まえ、検討されるものと考えま す。

電波利用システムに係る一般的なご意見と 理解しますが、植込み型心臓ペースメーカ等 へ与える影響については、ペースメーカ等の イミュニティに係る技術基準が整備され、これ が遵守される機器が普及した場合に、電波利 用側のエミッションに係る技術基準の整備の 意義があるものと考えられます。現状では、 類似の機器であっても機種によっては想定外 の作動をすることがあることから、当該機種 の実用化後、実製品を用いて検証が行われ、 確認されているものと理解しています。 に対する影響を検討し、必要に応じ機器の導入前に適切な情報を周知することが、国民の安全、安心に寄 与するものと考えます。

なお、植込み型心臓ペースメーカ等、電波を利用する機器の双方において EMC に関連する規格等は存在するものの、双方の機器に影響を与えない/受けないことを保証するものではないため、技術的条件検討の段階においては、明確な結論を得られないことも考えられます。このような場合には、機器が稼動する前に「電波の医療機器等への影響に関する調査研究会」にて実施しているような試験を総務省主導にて実施し、その結果より適切な情報/安全対策等を行った上で導入開始する等の対応も考慮していただければと考えます。

【ボストンサイエンティフィック ジャパン株式会社】

「VHF/UHF帯における電波有効利用方策に関する考え方(案)」は、平成19年5月14日まで開催された電波有効利用方策委員会及びVHF/UHF帯電波有効利用方策作業班において検討・審議された結果ます。

但し、UHF 帯の周波数配置については、電気通信及び ITS 利用を目的に現状想定しうる前提条件に基づく検討結果から得られたものですが、今後の詳細なスペックに基づく技術的条件の検討において更なる周波数有効利用に向けた精査が必要と考えます。ITS システムは今後開発及び標準化されるものであることから、今後の技術革新に伴って、周波数有効利用の観点で隣接システムとの必要ガードバンド幅の縮小等を実現するよう開発することが重要と考えます。その結果、ITS による安全・安心を確保しつつ、携帯電話が利用可能な帯域を拡げることができ、UHF 帯の更なる周波数有効利用を図ることが可能と考えます。

【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】

36 1. デジタルラジオについて

平成 15 年に関東エリア、近畿エリアを対象として開始した地上デジタル音声放送(以下デジタルラジオ)の実用化試験放送は、本放送へ向けてコンテンツの充実を図りつつ、着実に実績を積み重ねているところである。また、昨年末から携帯電話一体型やパソコン用などの受信機が発売され、普及が始まっているところである。一方、現行のアナログ放送では実現できなかった多彩なサービスも研究され、更なる放送サービスの充実が期待される。

この様な中、標記案において、テレビのデジタル化による VHF 帯空き周波数のうち、90~108MHz お ついては、本件に関する情報通信審議会のよび 207.5~222MHz を、移動体向けのマルチメディア放送などの「放送」用とすることが望ましいと 一部答申を踏まえ、検討されるものと考えま述べるに止まっているが、デジタルラジオは、地域に密着したきめ細かな情報提供に威力を発揮する す。

- 本考え方(案)を支持する御意見として承り ます。

本考え方(案)にある「「放送」」とは、テレビジョン放送以外の放送であり、放送方式を限定したものではありません。「移動体向けのマルチメディア放送等」とはその一例を示したに過ぎません。また、個別のシステムに関する技術的条件、制度整備や周波数の割当てについては、本件に関する情報通信審議会の一部答申を踏まえ、検討されるものと考えます。

事が期待されるという重要な役割を考えると、これはとりもなおさず「(ISDB-TSB 方式による) デジタ ルラジオ」を示すものであるとの認識から、適切に言及しておくべきである。

また、標記案に「放送」用に望ましいと示されている周波数のうち、90~108MHz は、受信機の形状 が大きくならざる得ない上、スポラディック Ε 層による他国からの影響が懸念される。妨害波として 想定されるのは FM 波であり、仮にこの周波数でデジタルラジオを放送するとした場合、電力密度の低 いデジタルラジオは容易に破綻することが予想される。このため、デジタルラジオへの周波数割り当 ては、受信機の小型化を可能とし、かつ、スポラディック E 層による影響がない VHF ハイチャンネル を割り当てることを強く希望する。

2. 地域放送について

ラジオは平常時のみならず、非常災害時においても、被害状況や避難所の情報など、より地域に密 着した情報を提供できるメディアである。これはデジタルラジオも同様で、現行の地上波放送に対す る施策通り、地域単位での帯域割り当てを可能とするよう強く希望する。

3. 既存業務との関係について

標記案では 170~202.5MHz を「自営通信」用とすることが望ましいとあるが、1/2 スプリアスが現 行アナログ FM 放送の周波数帯となるため、自営通信の使用する電波がアナログ FM 放送に悪影響を及 ぼすことの無いよう十分注意を払うことを希望する。

【広島エフエム放送株式会社】

今回の「VHF/UHF帯における雷波有効利用方策に関する考え方(案)」は、放送、通信分野の周 波数需要と再配分の対象となる周波数帯域の幅や特性を考慮して検討されたものであり、概ね適当なもの|ます。 と考えます。

なお、今回示された考え方に基づく周波数の具体的利用に向けた制度整備およびその運用にあたって一については、本件に関する情報通信審議会 は、以下の点に配慮されるよう要望いたします。

(1)今回再配分の対象になっているVHF/UHF帯における電波の有効利用は、地上テレビジョン放|電波利用に制約が加えられることは適当では 送の円滑なデジタル化が前提となります。

NHKは、2006年12月までにすべての都道府県で地上デジタルテレビジョン放送を開始すると | また、VHF7チャンネルでの実用化試験局に ともに中継局の建設を着実に進める一方、デジタル放送への円滑な移行を図るため、視聴者の皆さまへ の周知、理解促進に努めています。

本考え方(案)を支持する御意見として承り

なお、個別のシステムに関する技術的条件 の一部答申を踏まえ、検討されるものと考え ます。一般に、ケーブルテレビの存在によって ないと考えます。

ついては、「地上デジタル音声放送を行う実 用化試験局の免許方針 | (平成 12 年 11 月 17

国においても、視聴者の皆さまに不利益や無用の混乱をもたらすことなく、地上テレビジョン放送の デジタル化が円滑に進むよう、地上アナログテレビジョン放送の終了について、適切な措置を講じられ るよう要望いたします。

- (2) 新たにUHF帯に導入されるシステムが、既存の地上デジタルテレビジョン放送および放送業務用 FPUに混信妨害を与えることのないよう、確実な対策が講じられるとともに、万一混信妨害が生じた│帯が「移動業務によるこの周波数帯の使用 場合には、適切な措置が講じられるよう要望いたします。
- (3) 新たに導入されるシステムが、VHF/UHF帯の同じ帯域を利用するケーブルテレビに混信妨害 を与えることのないよう配慮を要望いたします。
- (4) 現在、東京および大阪において、VHF7チャンネルを使用して地上デジタル音声放送の実用化試 験放送が行われています。VHF7チャンネルの新たな用途による利用に関しては、この実用化試験放 送の聴取者に不利益や無用の混乱をもたらすことのないよう、利用開始時期に一定の移行期間を設ける など、周波数利用の円滑な移行に配慮されるよう要望いたします。

【日本放送協会】

現在、コミュニティ放送局は全国に209局(平成19年6月現在)開局しております。しかしながら、 周波数の不足のため関東地方、近畿地方、瀬戸内海周辺地域において新規開局が困難になっております。 コミュニティ放送制度の更なる発展と制度の維持をするためにも、90-108MHz 帯を是非、新規コミュニテ|一部答申を踏まえ、検討されるものと考えま ィ放送局開局に確保していただきたいと考えております。また、ITU-Rにおいても、国際的に放送用に割|す。 り当てるように規定もされている周波数でもございます。

アナログ(FM)放送局は将来にわたり長く、国民にサービスを提供していきます

VHF-low 90~108MHz の周波数をコミュニティ放送新規開局, 県域放送局の難聴地域解消のための中継局 用の周波数とするべきであると考えます。

【有限責任中間法人 日本コミュニティ放送協会】

39 | 1. 意見募集対象である案の中の『移動体向けのマルチメディア放送等の放送』は、「デジタルラジオ放 送」を示していると認識している。

日報道発表)において「今回割り当てる周波 数は、将来の実用段階での使用を前提とする ものではない」と明記されているところであり、 かつ、周波数割当計画(平成 12 年 11 月 30 日郵政省告示第746号)においては同周波数 は、2011年7月25日からとする。」とされてい ます。

個別のシステムに関する周波数の割当てに ついては、本件に関する情報通信審議会の

本考え方(案)にある「「放送」」とは、テレビ ジョン放送以外の放送であり、放送方式を限 定したものではありません。「移動体向けのマ

- 2. デジタルラジオは携帯電話一体型が既に市場に出ており、今後もこの一体型が普及することが見込まれ、より小型化する方向に進むと考える。この小型化をより可能にするため、VHFハイチャンネルをデジタルラジオに割り当てることを希望する。
- 過ぎません。また、個別のシステムに関する制度整備や周波数の割当てについては、本件に関する情報通信審議会の一部答申を踏まる、検討されるものと考えます。

ルチメディア放送等」とはその一例を示したに

3. 地上波放送の特長である地域単位の放送を今後も実現するために、県域単位での帯域割り当てを可能 | まえ、検討されるものと考えます。 にすることを希望する。

【株式会社エフエム熊本】

10 旧来 TV 放送波に利用されていた周波数帯を他用途に利用とする方向性に関しては基本的に賛成します。 特に本 UHF 帯につきましては、その周波数帯の電波伝搬特性により移動体通信に適しているということから、現在逼迫しつつある移動体通信、特に携帯電話での利用に振り分けるのは、消費者への多大な利益となるものと考える。 しかしながら、WCDMA 技術を利用したいわゆる第3世代携帯電話と呼ばれる種類のサービスが利用できうる周波数帯は、その仕様を策定する 3GPP Release7 においては 11 を数えるまでになっている。今回の周波数追加においては、既存の周波数帯と部品を共用しうる周波数帯であるとは言え、より複雑な構成を要求するのは明らかである。やみくもに周波数帯を増やしていくのも、その方向性として認めるものではあるが、既存の周波数帯を、既存の帯域の再編にて拡大していく方向性も考慮すべきと考える。合わせて、国際的協調についても十分考慮すべき問題として、今後の議論に期待する。

本考え方(案)を支持する御意見として承ります。

【遠藤 千里】

41 ● 電波有効利用方策委員会が今回取りまとめられた「VHF/UHF帯における電波有効利用方策に関 本考する考え方(案)」において、『移動体向けのマルチメディア放送等の「放送」』で周波数が使用できる ます。ようにすることが適当、としたことは賛成である。

移動体向けのマルチメディア放送では、個人向けの多様でかつ従来にない新しいサービス・エンタテインメントの提供が想定され、新しいライフスタイルの創造及び文化向上に貢献するものと考える。また、そこから我が国の情報通信分野の国際競争力も強化されるものと考える。

● 移動体向けのマルチメディア放送等の放送に関し、今後の技術面・制度面の検討にあたっての基本的 方向性としては、既存サービスの延長ではなく、従来にない全く新しいサービスの提供が促進されることを希望する。

「既存サービスのモバイル機器向け」では、電波の有効利用の観点からみても、そぐわないと考える。 現状では潜在化しているニーズを、新規電波利用サービスにより掘り起こし、顕在化させ、新しい情報 本考え方(案)を支持する御意見として承り ます。 サービス産業として発展させていくべきと考える。

また、移動体向けのマルチメディア放送等の「放送」は、個人向けのサービスであり、多様化する個人の嗜好に応えるためにも幅広いサービスが求められる。

「放送」としての公共性に配慮しつつも、サービスの多様性を確保するため、サービス提供を希望する者がインフラ面を含め、参入し易い環境となることを希望する。幅広い事業者が全く新しいサービスを提供し、競争が促進されることで、サービスの質の向上が図られ、ひいては我が国の文化向上に貢献するものと考える。

【匿名】

今回の意見募集にあたり、私ども県域ラジオ放送事業者であるエフエム山陰としては、総務省から示された電波有効利用方策に関する考え方において述べられている『移動体向けマルチメディア放送等の「放送」』とは『デジタルラジオ』を指し示しているものであるという認識のもとに意見を申し述べたい。

昨今の、特に防災の観点からラジオの重要性が再認識されている状況下において、聴取者のために既存の放送の充実に加え、ラジオ媒体としての特性を更に生かすための具体的方策として『デジタルラジオ』に取り組むことは必須の課題となっている。今回の地上テレビ放送のデジタル化により発生する空き周波数問題は、ラジオ放送事業者にとっては『デジタルラジオ』の今後を左右する重要な案件であり、周波数割当ての見直しがその普及促進に繋がるものと確信している。

また、『デジタルラジオ』はすでに携帯電話一体型が導入されており、今後も同様の形式を中心に普及していくことが見込まれる。手軽な移動体向けマルチメディアツールとしてその一層の小型化は避けられない。よって、周波数割当てにおいては、小型化を可能にするVHFハイチャンネルが『デジタルラジオ』に割当てられることが望ましい。

さらに、長年県域放送局として地域密着型の放送を続けてきた立場としては、『デジタルラジオ』においてもその蓄積してきたノウハウを活かすため、県域単位での放送が不可欠の要素となる。そのためにも、 県域単位での帯域割当てが実現されることを求める。加えて、自営通信への割当てに際しては、使用される電波が既存のアナログFM放送に悪影響を及ぼすことのないよう注意を払われたい。

周波数のより一層の有効利用が検討されている今を、私共としても現在の本放送・そして今後の課題である『デジタルラジオ』のあり方を見つめ直し、聴取者に信頼されるラジオ放送事業者としての自覚を再認識する機会としたい。

【株式会社エフエム山陰】

本考え方(案)にある「「放送」」とは、テレビジョン放送以外の放送であり、放送方式を限定したものではありません。「移動体向けのマルチメディア放送等」とはその一例を示したに過ぎません。また、個別のシステムに関する技術的条件、制度整備や周波数の割当てについては、本件に関する情報通信審議会の一部答申を踏まえ、検討されるものと考えます。

- 43 (1)総務省におかれては「電波政策ビッジョン」を受け、抜本的な周波数割当の見直し等、有限希少な周波数 本考の有効利用を図るための検討を進めており、今回地上テレビジョン放送のデジタル化完了に伴い再配分が予定 ます。される周波数帯域の配置検討について、広く具体的システムを募集し検討されている事は、国民の豊かな社会生活や、安心・安全な社会の実現を図る上で、大変有益かつ画期的な事と考えております。
 - (2) 今回提示された VHF 帯(90~108MHz 及び 170~222MHz) 及び UHF 帯(710~770MHz) の有効利用方策に関する考え方は、電波利用の実需を把握した上で周波数の有効利用を図っていくために、極めて的確な判断がなされており、重要な考え方であると支持いたします。
 - (3) 現在、政府が推進しております「IT 新改革戦略」では「世界一安全な道路交通社会の実現」が 重要方策の一つとして掲げられ、安全運転支援システムの実用化に向けた取組みが官民一体となって推進されておりますが、無線通信は当該システムの根幹を成すものであります。特に UHF 帯は見通しの悪い交差点等において自車から見通せない位置にある車両の情報を提供し、事故を防止するサービスを実現するために大変有効な周波数であると考えます。今回、電波有効利用方策委員会が作成された考え方(案)において、「より安全な道路交通社会の実現のために必要な ITS において、700MHz 帯の電波によることが必要な車車間通信システム等の実現のために一定の周波数帯を確保することが適当である。」との考えを示して頂きました事は大変適切なものであると考えております。今後とも弊社といたしましては車車間通信や路車間通信を用いたインフラ協調による安全運転支援システムの開発を積極的に進めて参りますが、総務省におかれましても、産官学が連携して国民の安心で安全な社会の実現に向けた検討が進められていく中で、無線システムの開発にあたって強力なリーダーシップを発揮していただく事を期待しております。

【トヨタ自動車株式会社】

44 1. デジタルラジオについて

地上デジタル音声放送については、平成 11 年に電気通信技術審議会で、システムの技術条件が「ISDB-Tsb」方式とされ、社団法人デジタルラジオ推進協会が結成され、平成 15年10月からVHF第7チャンネルの周波数を利用して実用化試験放送が東京・大阪で実施されています。当社も来るべきデジタルラジオ時代に備え基幹メンバーとして参画しています。

今回の考え方(案)では90~108MHzおよび207.5~222MHzについて移動体向けのマルチメディア放送などの「放送」用とすることが望ましいと述べていますが、デジタルラジオの重要な役割を踏まえ、将来を見据えた周波数確保が最優先される必要があると考えます。

その理由の第一は、現在のアナログAMラジオの「都市難聴問題」があります。AMラジオは文字通│数は、将来の実用段階での使用を前提とする

本考え方(案)を支持する御意見として承ります。

個別のシステムに関する技術的条件、制度 整備や周波数の割当てについては、本件に 関する情報通信審議会の一部答申を踏ま え、検討されるものと考えます。

また、VHF7チャンネルでの実用化試験局については、「地上デジタル音声放送を行う実用化試験局の免許方針」(平成12年11月17日報道発表)において「今回割り当てる周波数は、将来の実用段階での使用を前提とする

り基幹メディアとして定着し、広く国民に支持され続け、災害時の最も有効な情報伝達手段となってい ます。今後もAMラジオ免許は存続されると思いますが、大阪・東京等都市部で妨害波が年々激しくな り、「よく聞こえない」という苦情が多く寄せられています。そのため当社では、MBSラジオのAM| 波のデジタル化は避けて通れないと覚悟し、準備を進めてきました。

さらにデジタルラジオは、少ない周波数帯域で多くのチャンネル確保が可能であり、今後、地域に密|は、2011年7月25日からとする。」とされてい 着した、よりきめ細かい情報を提供するメディアとしての機能が期待され、既存アナログラジオ放送事一ます。 業者のノウハウ、経営資源を活用した事業展開ができるものと思います。また災害時にも地域密着メデ ィアとして重要なライフラインの一環として活躍することが期待されています。このためには、将来的 に全国各地でデジタルラジオを展開するために必要な周波数帯域を十分確保する必要があり、今後の制 度整備でも適切に検討されるよう切望します。またその場合に、簡易な携帯端末が開発可能なVHFの 高い周波数帯が確保されますよう希望いたします。

平成18年末には、デジタルラジオの一般市販受信機が発売されており、一般視聴者、消費者保護の 観点から、VHF第7チャンネルを新規用途により利用開始するに当たっては、一般ユーザーに不利益 や混乱を与えることがないよう、一定の移行期間を設けるなど、円滑な移行に配慮することが必要と考 えます。

2. 既存業務とのガードバンドについて

770MHz以上の放送FPUと電気通信とのガードバンドについて、これを不要とすることができる 可能性がある旨の記述がありますが、放送FPUは、非常災害時を含む報道中継などで欠くことのでき ない無線システムです。干渉妨害が発生しないよう、必要なガードバンドについては十分な検討がなさ れるべきであると考えます。

【株式会社 毎日放送】

1. VHF 帯のテレビジョン以外の放送について

VHF 帯を利用する放送に関しては、周波数の有効利用の観点に加え、公平・公正の観点、公共性・放│整備や周波数の割当てについては、本件に 送の継続性といった観点より、今後、技術基準、事業者選定が行われていくものと認識しており、これ らの観点より、今後の検討に関しては、以下の事項を考慮すべきと考えます。

- ① 放送方式に関しては、伝送効率が著しく劣るものは望ましくない。
- ② 放送方式に関しては、オープンに利用できるものとし、開発者や特許の権利者等が支配的なポジシ ョンを持つものは望ましくない。

ものではない」と明記されているところであり、 かつ、周波数割当計画(平成 12 年 11 月 30 日郵政省告示第746号)においては同周波数 帯が「移動業務によるこの周波数帯の使用

個別のシステムに関する技術的条件、制度 関する情報通信審議会の一部答申を踏ま え、検討されるものと考えます。

- ③ 選定される事業者は、確実なサービスの提供と継続の能力を有していることが望ましい。
- 2. VHF帯の自営通信について

これまでの審議経過より、自営通信に関しては、警察・消防・防災等の利用が想定されていますが、 単純な各用途への周波数分配では帯域が不足する可能性があります。周波数の有効利用の観点より今後 の検討に関しては、以下の事項を考慮すべきと考えます。

- ④ 共通方式の利用によるガードバンド等の軽減
- ⑤ トラフィックを一元管理し、官公庁または民間委託等により一括オペレーションすることによる利用効率の向上
- ⑥ 上記のための、利用技術、センター設備、端末等の標準化、互換性の確保
- ⑦ VHF 帯のみではなく、別周波数帯の自営通信網、民間系移動体通信網、地上系固定網、衛星通信網 といった別メディアとの組み合わせによる最適な利用形態の模索

【JSAT 株式会社】

46 今回の情報通信審議会の電波有効利用方策委員会報告(案)の取り纏めでは、スケジュールが短時間に制約された中で、当社提案を含む多数の提案の評価・検討が実施されたことは有益でした。今回の報告(案)の大枠と妥当性を理解しました上で、産業、社会インフラ及び医療の用途で需要が顕在化している高信頼性ワイアレス・システムの研究開発や利活用を推進する立場から、また、国際的にワイアレス技術とその応用の共通性を高めるべく技術標準化の活動を重視する立場から、意見を提出いたします。

【全体について】

上記の産業・社会インフラ・医療用途の高信頼性ワイアレス・システムは、今回の評価・検討を通じ 自営システムと分類されました。アナログ TV 放送の終結に伴う VHF 帯の共同利用が課題として求めら れるという観点からは、所謂「安心・安全に寄与する自営システム」として、防災、警察・消防、地域 コミュニティや児童安全などの各システムと、応用上の類似性も無しとは言えなかったと理解します。

しかしながら、市場応用上の要求と電波伝搬特性との組合せとしての「アプリケーション・スペース」の観点からは、異なったシステムと考えられます。複数の低相関アンテナ利用、メッシュ構成、省電力性、また同一周波数の繰返し利用等の UHF 周波数帯を前提とした技術要件、免許不要、又はライト・ライセンシングでの利用という制度要件でも、異なる分類に当て嵌まります。今後、拡大する市場のニーズに応じて、UHF 帯利用の重要性が拡大する一連の高信頼性システム群として分類して頂き、認知されるように希望します。

限られた周波数に対して寄せられた多くの 提案を踏まえて検討した結果、VHF 帯を「自 営通信」及び「放送」で、UHF 帯を「ITS」及び 「電気通信」で使用することが適当との結論に 達したものです。

【今後の検討について】

報告(案)に触れられている通り、今回のUHF帯利用の考え方は、2005年前後の情通審答申趣旨を尊重して、携帯電話を中心とした電気通信アプリケーションに最大限の周波数帯域幅の割り当てを行うことが必要でした。一方で、ITU-RでのIMT-Advancedに代表されるワイアレス・ブロードバンド技術の開発では、画像や映像を最大限に導入した娯楽用途のバースト・トラフィックを、より高いスループット・レートで実現する方向に向かっています。この為、UHF帯より高い周波数での広い周波数帯域幅の利用要請が高まり、逆にUHF帯の必要性の逼迫状況が緩和される見込みもあると考えます。

700MHz 帯のペアバンドである 900MHz 帯では、当初計画に対して幾分帯域幅が狭まっていることから、700MHz 帯他で相応の帯域を他のアプリケーション・スペースに振当てる可能性があると期待しています。

以上から弊社では、国際的な UHF 帯利用状況も注視しつつ、高信頼性ワイアレス・システムの研究開発の一環として、UHF 帯利用の技術開発を今後も継続予定です。国内の周波数有効利用の方策検討の場でも、ゲームに代表される娯楽用途のバースト・トラフィックとの分離が必要である高信頼性応用システムの UHF 帯利用の重要性を評価して頂き、今後の継続検討をお願いしたいと希望します。

【国際的な状況について】

経済活動のグローバル化の観点から、米国、欧州、及び中国などのアジア各国の UHF 利用の状況や、ITU-R での検討状況も勘案し、周波数利用制度での、国際的に適切かつ積極的な対応が必要と考えます。 UHF 帯は、米国ではコグニティブ・システムによる共用が検討されており、中国では WPAN システムへの周波数割当てが行われています。各国の UHF 帯利用が、それぞれ独自の周波数とルールになるのは避けられないものの、ワイアレス技術と応用の国際的共通性を実現する協調や調整も重要かつ必要と考えます。

弊社でも、 国際的共通性の確保や向上を重視し技術標準化に参加しています。日本の周波数有効利 用の方策検討の場でも、国際的共通性の確保や向上へ向けた一層積極的な働き掛けを希望いたします。

【横河電機株式会社】

当社におけるデジタルラジオの実用化試験放送は、現在VHF7チャンネルの周波数の中の 本考 9701,9702,9703の3セグメントを使って行っています。昨年から携帯電話一体型などの受信機が発売され、ます。 当社としましては、データ放送や、動画を含む画像を使った放送、あるいは通信と連携した放送を行うこ なおとで、実用化に向けての実績を積んでいるところです。 テレビ

本考え方(案)を支持する御意見として承ります。

なお、本考え方(案)にある「「放送」」とは、 テレビジョン放送以外の放送であり、放送方 「VHF/UHF帯における電波有効利用方策に関する考え方(案)」につきましては、基本的な考え方として適切であると考えますが、デジタルラジオの将来の展望と、現行のもとでの受信者保護の観点から、以下の意見を申し述べることといたします。

1:利用可能な放送について「移動体向けのマルチメディア放送等の『放送』」と記されているが、これ 技術的条件、制度整備や周波数の割当てにはデジタルラジオ(ISDB-TSB方式)を示すものであるとの認識が必要である。 ついては、本件に関する情報通信審議会の

2:現行のもとで受信機が発売されており、これらの受信機を利用している聴取者に対する不利益の軽減 一部答申を踏まえ、検討されるものと考えま や混乱を避けるために、7 チャンネルの一定期間の継続利用が必要である。 す。

3:現在発売されている、または発売が予定されている受信機の多くは、携帯電話一体型であり将来的にも同様の傾向あるいはより小型化すると予想されるため、VHFハイチャンネル(207.5-222MHz)がデジタルラジオに割り当てられることが適当である。

4: 自営通信が「アナログFM放送」に悪影響を及ぼすことのないよう、十分注意することが必要である。 【株式会社エフエム大阪】

式を限定したものではありません。「移動体向けのマルチメディア放送等」とはその一例を示したに過ぎません。個別のシステムに関する技術的条件、制度整備や周波数の割当てについては、本件に関する情報通信審議会の一部答申を踏まえ、検討されるものと考えます。

VHF7チャンネルでの実用化試験局については、「地上デジタル音声放送を行う実用化試験局の免許方針」(平成12年11月17日報道発表)において「今回割り当てる周波数は、将来の実用段階での使用を前提とするものではない」と明記されているところであり、かつ、周波数割当計画(平成12年11月30日郵政省告示第746号)においては同周波数帯が「移動業務によるこの周波数帯の使用は、2011年7月25日からとする。」とされています。

48 意見:710MHz 以上の帯域の運用に当たり、地上デジタルテレビジョン放送への妨害を考慮し、影響が小さいと考えられる「ITS」を帯域の下側(地上テレビジョン放送側)に配置して頂いたことは評価いたします。

ただし、「ITS」と「電気通信」の新たな事業開始に当たっては、事前に既存のテレビ受信システムへ妨害を与えないことを十分に調査・検証を行っていただくことと、特に「ITS」に当たっては、上記検証を徹底して頂くことを望みます。

また、710MHz 以上の帯域での新規参入事業者の信号発信により、テレビ受信システムに受信障害が発生した場合、新規参入事業者の責において速やかに対策を実施する義務を明確にする事を望みます。

理由:地上デジタルテレビジョン放送の放送サービス区域の端および区域外など電界強度の弱い地域で

個別のシステムに関する技術的条件については、本件に関する情報通信審議会の一部 答申を踏まえ、検討されるものと考えます。 は、混信などのテレビ受信システム (アンテナ、ブースター、分配器、配線により構成される) への障害 が予想されます。

さらに、障害対策用低域(710MHz 以下)通過フィルタの使用においても、715MHz 以上の帯域における 減衰量確保は難しいと思われます。特に「ITS」の新たな事業開始にあたっては、十分な調査・検証が必 要です。

意見: VHF帯低帯域の利用につき、アナログテレビ放送の音声を受信可能とするFM放送の受信機および受信者に対して、同周波数帯で行われる新しいサービスが、深刻な影響を与えないことを充分調査検証する事を望みます。

理由:アナログテレビ放送は終了するものの、アナログFM放送はその限りでなく、受信者が所持するテレビ放送の音声を受信可能とするFM放送の受信機は継続して使用されます。既に受信者が所持する受信機において、受信機の受信帯域を制限することは不可能であり、この帯域を使用する新しいサービスの、受信機への影響を調査することが必要です。

【社団法人 電子情報技術産業協会】

49 (VHF 帯)

電波利用方策に関する考え方において、地上デジタルテレビジョン放送のデジタル化による空き周波 ます。数の一部を『移動体向けのマルチメディア放送等の「放送」で使用する事が適当』と述べられた点について賛同いたします。

本方策により実現が期待される「携帯電話機で提供するさらなる進化を遂げた通信放送融合サービス」により、生活者に対し一層の利便性/楽しさ/安心が提供されるとともに、通信事業・放送事業の発展にも資するものと確信しています。

なお、世界各地で移動体向けマルチメディア放送への取り組みが活発になっている現状を鑑み、我が 国がワンセグで先行する先進的な移動体放送のサービス・コンテンツの優位性を今後も維持するため、 今回の方策が可能な限り早期に実現できるよう関係者のご尽力を期待いたします。

(UHF 帯)

地上テレビジョン放送のデジタル化に伴う周波数再編について、電波有効利用方策委員会での検討 は、電波有効利用推進のために非常に重要と考えます。 本考え方(案)を支持する御意見として承ります。

今回その検討結果の一つとしてUHF帯の有効利用方策について、電気通信とITSでこの周波数帯を使用 するという考え方に替同いたします。

ITSの分野においては車車間および路車間通信を利用した安全運転支援システムが検討されており、 そのシステム実現に向けてこのUHF帯での見通し外通信等を利用することが非常に有効であると考えます。

【日本電気株式会社】

50 「VHF/UHF帯における電波有効利用方策に関する考え方(案)」に関し、特に、国民の安全・安 本考 心確保が考慮されていること、次世代モバイルサービス需要が考慮されていることにより、適切であると ます。 考えます。

本考え方(案)を支持する御意見として承ります。

尚、社会的に影響力を増しつつある携帯電話に、プッシュ型メディアの概念を持ち込むことは、現行の3Gリソースの削減(携帯電話料金の抑制)およびリアルタイムでの1:Nでの個人への確実な情報配信(マイクロマーケティング等による経済効果、災害・緊急情報等の強制通知)など今後の国民生活および企業の経済活動を支える新たな社会基盤になると考えます。そのような観点からポータビリティに優れた携帯電話に対しプッシュ型メディアの用途の供する無線技術には、アンテナを極力小さくできる周波数を割当てることが必須であると考えます。

また、2011年を待たずして新規事業が可能になる策も早期に検討すべき事項であると考えます。

【伊藤忠テクノソリューションズ】

- 51 (1) VHF 帯を移動体向けのマルチメディア放送等の放送用(テレビジョン放送を除く)と自営通信用に 利用することに弊社としましても賛成致します。
 - (2) VHF 帯ハイバンド(4-12ch)の内周波数の高い方を移動体向けのマルチメディア放送等の放送用(テレビジョン放送を除く)に、周波数の低い方を自営通信用に利用することに弊社としましても賛成致します。
 - (3) 移動体向けのマルチメディア放送等の放送用(テレビジョン放送を除く)としてガードバンドを含め 35MHz が必要との考え方に弊社としましても賛成致します。
 - (4) 移動体向けのマルチメディア放送等が可及的速やかに実現されることを期待致します。 尚、2011年より前の出来るだけ早い時期に、移動体向けのマルチメディア放送等の実験や商用化ができるように配慮頂く事を重ねて希望致します。

【株式会社 東芝】

本考え方(案)を支持する御意見として承ります。

52 2006 年 3 月に具体的システムの提案を開始し充分な検討の結果、過去の審議会等の決定事項も尊重された上での電波有効利用方策に関する考え方(案)であり、適切な考え方であると認識しております。 VHF 帯においては「移動体向けのマルチメディア放送等の「放送」」帯域として、携帯電話の様な小型受信端末を実現することが容易である高い方の周波数も一部割当てられたことは、事業性の観点からも適当であると考えます。

弊社は「携帯電話向け放送型サービス」の実現を目指し、様々な検討・取組みを致しております。2011年以降の本格スタートに備え、本「考え方(案)」の3(3)のVHF帯の部分につき、以下 三点 意見申し上げます。

- (1) 弊社は 2003 年に開始された地上デジタル音声放送の実用化試験に東京・大阪の両地区に新規参入者として当初より参加しております。携帯電話向けの新しい放送メディアの実現に向け、実用化試験を通じて検討を重ねております。現在の使用帯域は 2011 年以降 自営通信が使用する方向となっておりますが、2011 年までは実用化試験放送は継続する予定であり、市販受信機も既に発売され、ユーザー保護の観点からも周波数移行等に対する充分な措置が出来るようご配慮をお願い致します。
- (2) 又、弊社は日本が開発した ISDB-T 方式を用いた携帯電話向けサービスを検討しているマルチメディア放送企画 LLC 合同会社の主要メンバーとして、放送と通信が真に連携した新しいメディアの創生を目指して検討を進めております。今後の放送システム及び制度の検討に際しては、既に行われているサービスとの連携性や 2011 年以降のニーズ、技術的進歩、国際競争力の向上に寄与する事等も考慮し、幅広く検討することが望ましいと考えます。
- (3) 今後の利用検討においては、引き続き新規参入者が適切に参画し、新たな産業が創出される様な検討体制の構築を期待します。又、電波の有効利用及びガードバンドを考慮し出来るだけ早く実用化できる道筋を作る為にも、2011 年前におきましても割当が予定されている周波数の空き帯域で実験が行える環境を提供すべきであると考えます。又、2011 年以降は速やかに本周波数帯が利用できる様にアナログテレビジョンの移行のみならず、CATV等への対策もご検討頂ければと考えます。

【伊藤忠商事株式会社】

より安全な道路交通社会を実現するため、ITS用途にUHF帯の周波数を確保する案は、「IT新改革戦略」に示された世界一安全な道路交通社会を実現するために非常に重要であり、貴重な電波資源を有効利用できる方策と考え、賛同致します。

今後、更なる事故削減を目指した安全・安心ITSの進化、車載器の普及促進のため、路側機と車載器の連携によるインフラ協調安全システムの早期実現が期待されております。

本考え方(案)を支持する御意見として承ります。

なお、個別のシステムに関する制度整備に ついては、本件に関する情報通信審議会の 一部答申を踏まえ、検討されるものと考えま す。

VHF7チャンネルでの実用化試験局については、「地上デジタル音声放送を行う実用化試験局の免許方針」(平成12年11月17日報道発表)において「今回割り当てる周波数は、将来の実用段階での使用を前提とするものではない」と明記されているところであり、かつ、周波数割当計画(平成12年11月30日郵政省告示第746号)においては同周波数帯が「移動業務によるこの周波数帯の使用は、2011年7月25日からとする。」とされています。

本考え方(案)を支持する御意見として承り ます。

なお、必要周波数帯幅に関しては、主として 出会い頭の衝突防止等車車間通信を想定し て検討した結果、10MHz 幅が適当と考えたも 車車間通信の伝送効率向上や安全・安心サービスを発展させる「路車間通信システム」、「路路間通信システム (路側機間の通信)」についても、車車間通信と同じ周波数帯で実現するほうが、更なる電波有効利用ができる可能性があるため、今後の検討課題として取り上げていくことを提案致します。

【社団法人 新交通管理システム協会】

のです。ITSについては、5.8GHz 帯等も確保 されており、周波数特性を考慮しつつ、これら を有効利用することが重要と考えます。

54 地上デジタル音声放送は平成 1 1 年に電気通信審議会より「地上デジタル音声放送システムの技術的条件」について答申され、平成 15 年 10 月より VHF アナログ TV 7 ch の周波数を利用し「社団法人デジタルラジオ推進協会」を免許人とする実用化試験放送を東京・大阪で実施しているところです。

- 1. 今後の周波数利用ニーズとして【移動体向けマルチメディア放送等の「放送」】が位置づけられているが、ラジオ放送は従来より移動体向けの放送として実績があり、また音声放送へのニーズもあるところである。ラジオ放送の発展系としてのデジタルラジオも移動体向けデジタル放送に位置付けられることを明確にするため、【テレビジョン以外の放送】との表現にすべきと考える。
- 2. 170-222MHz の利用において、一般視聴者を対象とする放送システム端末の方が自営通信端末より小型化する意義が大きいと判断されていることは適切と考える。放送受信端末の小型化は一般消費者である受信者の利便性を高め、これまでの放送に比して「いつでも・どこでも・よりパーソナルに」をより鮮明にし、デジタル時代においても基幹的メディアとして公共的役割を担いつつ新たな情報サービスの展開が期待できる。
- 3. 今回の案では放送用周波数として 90-108MHz および 207.5-222MHz に配置されているが、国際的周 波数割り当て及び一般視聴者の便を考慮した考え方であり適当と云える。しかし、一方で自営通信への 割り当てが予定されている VHF 7 ch (188-192MHz) の帯域は、現在(社) デジタルラジオ推進協会が免 は、20 許を受け運用している地上デジタル音声放送実用化試験放送に供されており、この周波数を対象とした ます。 受信機も市販されている。

したがって、消費者保護の観点から 188-192MHz の利用については一定期間に限り他用途での利用を制限し、放送帯域への移行期間を確保する等の配慮がなされることを希望する。

4. テレビジョン放送のデジタル移行作業に多くの関係者が多大な努力を払うことにより、サービスエリ

本考え方(案)にある「「放送」」とは、テレビジョン放送以外の放送であり、放送方式を限定したものではありません。「移動体向けのマルチメディア放送等」とはその一例を示したに過ぎません。また、個別のシステムに関する制度整備については、本件に関する情報通信審議会の一部答申を踏まえ、検討されるものと考えます。

また、VHF7チャンネルでの実用化試験局については、「地上デジタル音声放送を行う実用化試験局の免許方針」(平成12年11月17日報道発表)において「今回割り当てる周波数は、将来の実用段階での使用を前提とするものではない」と明記されているところであり、かつ、周波数割当計画(平成12年11月30日郵政省告示第746号)においては同周波数帯が「移動業務によるこの周波数帯の使用は、2011年7月25日からとする。」とされています。

アの拡大が成され、且つ受信機の順調な普及という成果に現れていることに敬意を表すると共に 2011 年7月24日までに「デジタル完全移行」が完遂されることを切に要望する。

5. 放送帯域にて採用される放送方式は1方式が望ましい。要素技術の共有化を行うことで受信機開発・ 製造を容易にし、受信機コストの低廉化につながり新メディアの早期の普及発展が望まれる。

ISDB-T 方式は既に地上デジタルテレビ及び地上デジタル音声放送実用化試験局にて実績があり、新メディアの方式として使用できればメディア横断的なスケールメリットも生まれてくるので、本方式に期待したい。

【株式会社文化放送】

新しい放送メディアであるモバイル端末向けのマルチメディア放送技術の開発や標準化が国内外にお 本考 いて積極的に進められており、アメリカにおいても、メディアフロー技術を使ったモバイル端末向けのマ ます。 ルチメディア放送が本年開始され、英国、台湾をはじめ複数国においてトライアルを実施又は予定されて います。

今回委員会から示された標記考え方(案)は、2011年以降のVHF帯における周波数の配置について、今後大いなる発展が期待されるモバイルマルチメディア放送に対して利用の道を開くものであり、賛成致します。個別について、以下のように意見を申し上げます。

1 周波数配置

モバイルマルチメディア放送の場合、携帯端末等に組み入れることから、小型化が非常に重要であり、一層の小型化が期待される VHF 帯ハイバンド(4-12ch)の上の方を放送用に、下の方を自営用にすることに賛成致します。

2 周波数の幅

弊社のユーザニーズ調査では、モバイルマルチメディア放送について、1 個人あたり 20~30ch の視聴ニーズが潜在的に存在しているとの結果が出ており、多様なマーケットセグメント及び提供コンテンツセグメントを考慮すると、100ch 程度を収容する周波数需要が見込まれております。これを考慮すると、委員会の考え方(案)にあるように、VHF 帯においてガードバンドを含め最大 35MHz まで使えるようにすることは妥当であり、賛成致します。

3 その他

委員会からの考え方(案)が示されましたので、今後モバイルマルチメディア放送が可及的速やかに 実現することを期待致します。 本考え方(案)を支持する御意見として承り * a なお、今回のパブコメには関係致しませんが、モバイルマルチメディア放送早期実現のための 2011 年以前における実験や割当て可能なエリアにおける商用化、及び、周波数の一層の活用を図るための電 波利用状況調査に基づく周波数割当ての柔軟な見直しについて、配慮が払われることを期待致します。

【メディアフロージャパン企画株式会社】

6 政府におかれては、既に「IT 新改革戦略」をとりまとめられ、IT の持つ構造改革力を駆使して日本社 本考会の抱える社会的な課題を解決していくことを宣言されています。この中で、ITS について、「世界一安全 ます。な道路交通社会」を実現するための重要な施策と位置付けしています。

弊社は、安全な道路交通社会の実現のため「安全運転支援システム」の開発を通じて貢献していきたいと考えています。 「安全運転支援システム」とは、車両からは直接見えない範囲の交通事故に対処すべく、車両が無線通信によりインフラや他車両の情報を入手し、必要に応じて運転者に情報提供、注意喚起、警報等を行うシステムと考えています。

その場合、無線通信は当該システムの根幹をなすものであり、特に UHF 帯は見通しの悪い交差点のような、自車からは見通せない位置にある車両の情報を提供し、交通事故を防止するサービスの実現には極めて有効な周波数と考えます。

今回、総務省が提示された UHF 帯(710~770MHz)の有効利用方策に関する考え方は、電波利用の実情を 把握した上で周波数の有効利用を図っていくために、的確な判断がなされており、当社として強く支持い たします。

【株式会社デンソー】

今般の情報通信審議会情報通信技術分科会の下に設置された電波有効利用方策委員会で検討され公表 された「VHF/UHF帯における電波有効利用方策に関する考え方(案)」は、地上アナログテレビ放 ます。 送のデジタル放送へ移行後の跡地 1 3 0 MH z の帯域の有効活用について、短い期間でありながら諸条件 を十分に検討され、極めて妥当な結論に至っていると判断する。特に、有効利用の筆頭に、「移動体向け マルチメディア放送等の「「放送」」が掲げられたことは、国民の貴重な財産である電波の有効利用という 点だけでなく、世界に冠たるわが国の放送の高度化、国際的競争力強化の観点からみても、適正・妥当な 考え方である。

マルチメディア放送の帯域としては、本答申案に示されている通り、周波数が高い方がより小さな端末を実現することが容易であり、その点からは、VHFの帯域の上の方に配置されたことは、事業性の点などからも評価に値すると考えられる。

本考え方(案)を支持する御意見として承ります。

当社は、日本におけるデジタル放送の発展のため、日本が開発した地上デジタル放送方式であるISD B-T方式を用いた新しいマルチメディア・サービスを研究し、地上アナログテレビ放送終了後の帯域に おいて、本帯域を有効に活用し、コンテンツ提供の多様化をはかり、国民の情報生活の向上に貢献する新 しいマルチメディア・サービスの創生をめざして設立さされたものである。

今後の放送システムや制度の検討に当たっては、既存の技術やすでにそれが実用化され運用されている サービスとの連携性や拡張性に十分な配慮を行い、日本の放送技術の国際競争力の向上や国民の利益の増 進に寄与し、かつ、サービスの導入にあたり消費者に過大な負担とならないように留意されるよう希望す る。検討の会議体などの人選については、こうした点を十分に熟知した最適な人材の登用を期待する。

また、アナログ跡地の有効利用方策案が明らかになった以上、国策として2011年の地上アナログテ レビ放送のデジタル放送への移行が滞りなく行われるよう期待するものである。

【マルチメディア放送企画LLC合同会社】

- 電波有効利用方策委員会において取りまとめられました「VHF/UHF 帯における電波有効利用方策に関す る考え方(案)」について、次の観点で賛成いたします。
 - 1. UHF帯 (710~770MHz) における 2012 年以降の周波数配置に関して
 - (1)移動通信システムに適した周波数であり、今後のブロードバンド化(10MHz 以上の単位での割当周 波数帯幅を想定)に伴う、主にデータトラヒックの電気通信需要に対応できるものであること。
 - (2) 隣接周波数帯で利用される他システムとの干渉を考慮した周波数配置案となっていること。
 - (3)平成 15 年 7 月 30 日情報通信審議会答申「中長期における雷波利用の展望と行政が果たすべき役割」 を尊重したものであること。
 - 2. VHF帯(90~108MHz及び170~222MHz)における2011年以降の周波数配置に関して
 - (1) 今後、国内外で普及が期待されているモバイルマルチメディア放送に対して利用の道を開くもので あり、早期導入が期待できるものであること。
 - (2) モバイルマルチメディア放送の受信機は、携帯端末等への搭載を可能とするために小型化が重要と 考えられ、一層の小型化が期待される VHF 帯ハイバンドの上の帯域が放送用に配置されていること。

【KDDI株式会社】

90-108MHz および 170-220MHz の周波数幅の一部を「移動体向けのマルチメディア放送等の「「放送」」 に割当てることは、電波の有効利用の観点から有効であると考えます。

日本が開発した国際規格で、既に地上デジタル放送でも実用化されている ISDB-T 方式を基本にした技 | 個別のシステムに関する技術的条件や制

本考え方(案)を支持する御意見として承り ます。

術をさらに発展させたサービス方式が検討されることを希望します。

770MHz以上の放送FPUと「電気通信」とのガードバンドについて、"放送FPUの周波数の利用 実態からこれを不要とすることができる可能性がある"との記述がありますが、当該の放送FPUは、非一と考えます。 常災害時を含む報道中継や番組制作に欠かせない無線システムであるため、必要なガードバンドについて 十分精査されることを希望します。

また、「ITS」と地上デジタルテレビ放送とのガードバンドについて、 "概ね5MHz幅を考慮して おくことが適当である"との記述がありますが、基幹的メディアである地上デジタルテレビ放送の受信障 害により、国民視聴者に迷惑をかけるようなことがあってはならないと考えます。技術的条件の検討にあ たっては、周波数が隣接する地上デジタルテレビ放送への干渉妨害が発生しないよう、必要なガードバン ドについて十分精査されることを希望します。

度整備については、本件に関する情報通信 審議会の一部答申を踏まえ、検討されるもの

【讀賣テレビ放送株式会社】

地上デジタル音声放送については、平成10年10月のデジタル放送懇談会報告において、「音声放送 を中心にデータも提供できる地上デジタル音声放送を実現する」と記述されました。また、平成11年に│ます。 雷気通信技術審議会より「地上デジタル音声放送システムの技術的条件」について、ISDB-Tsb方 式が答申されたことから、電波監理審議会等の答申を経て、平成 12 年 11 月に、「放送普及基本計画」が | テレビジョン放送以外の放送であり、放送方 一部変更され、「地上デジタル音声放送を行う実用化試験局の免許方針」が定められました。

社団法人デジタルラジオ推進協会は、この免許方針に基づく免許を得て、平成15年10月からVHF フチャンネルの周波数を利用し、実用化に向けた実用化試験放送を東京・大阪で実施しているところです。 平成18年末には、一般市販受信機が発売されたことを受け、会員各社は、音声を中心としつつ、簡易 映像をはじめとする多彩なデータによるサービスを強化し、放送を実施しています。

VHF/UHF帯における電波有効利用方策に関する考え方(案)は、十分な検討および過去の審議会│用化試験局の免許方針 (平成 12 年 11 月 17 等の決定事項を尊重したものであり、基本的に適切な考え方であると認識しております。

しかしながら、現在実施中の実用化試験放送を受信しているユーザー保護等の観点から、以下の意見を 申し述べます。

- 1.現在、VHF7チャンネルでは、地上デジタル音声放送の実用化試験放送が実施されており、既に受|かつ、周波数割当計画(平成 12 年 11 月 30 信端末が発売されていることから、一般ユーザーに不利益や混乱を与えないよう、VHF7チャンネル の新規用途による利用開始時期について、一定の移行期間を設けるなど、円滑な移行に配慮すること。
- 2.VHF帯で利用可能な放送については、「移動体向けのマルチメディア放送」とのあいまいな表記を一は、2011年7月25日からとする。」とされてい

本考え方(案)を支持する御意見として承り

なお、本考え方(案)にある「「放送」」とは、 式を限定したものではありません。「移動体向 けのマルチメディア放送等」とはその一例を示 したに過ぎません。

また、VHF7チャンネルでの実用化試験局に ついては、「地上デジタル音声放送を行う実 日報道発表)において「今回割り当てる周波 数は、将来の実用段階での使用を前提とする ものではない」と明記されているところであり、 日郵政省告示第746号)においては同周波数 帯が「移動業務によるこの周波数帯の使用 避け、「テレビジョン以外の放送」に統一すること。

【社団法人 デジタルラジオ推進協会】

1. UHF帯を、平成 15 年の2つの情通審答申を根拠に、放送業務用途に割当ないとしたのは誤りであ る。UHF帯で放送されているテレビジョン放送のうちワンセグ受信機と受信機が一体化できる用途「れていること、想定されているサービスの実 (具体的には携帯電話機向けの放送サービス)にもUHF帯を割り当てるべきである。

また. 53ch には「ワンセグギャップフィラー専用チャンネル」を割り当てるべきである。

(理由)

携帯雷話と一体型になった「ワンセグ受信機」は 500 万台とも 1000 万台とも言われる普及となってい る。(ないし、なりつつある。)携帯電話向けの「放送サービス」においては、この「ワンセグ受信機」 との受信機の一体型受信機が、民生用途であるので、最も安価に、小型軽量に設計・製造できる周波数 | ものです。 帯を割り当てるべきである。

ところが、今回の(案)では、平成 15 年の情通審答申と言う、ワンセグ受信機の普及前に答申された|用に制約が加えられることは適当ではないと 古い時代の答申を根拠に、53ch以上のUHF帯を放送用途以外に割り当て、放送用途は VHF-Lの 18MHz|考えます。 と VHF-H の高い方から 17MHz (ガードバンドを含む) しか割り当てていない。

これでは、ワンセグ受信機と一体になった携帯電話向けサービス用受信機を製造する際には、1バンド | については、「地上デジタル音声放送を行う ではなく、2あるいは3バンドの切換となり、複雑で高価なものとなるのみならず、周波数が低くなれ ばアンテナ、フロントエンドなどのパーツも大きくなってしまう。

携帯電話向けサービスを提案した事業者は、電波の確保を第一と考え、VHF-L や VHF-H でも良い」とし「波数は、将来の実用段階での使用を前提と た様であるが、情通審としては、ワンセグ受信機の普及状況を考慮し、携帯電話との一体型受信機を想 定するサービスに対して、小型・軽量・安価な受信機が製造可能な様に、UHF帯を割り当てるべきで「あり、かつ、周波数割当計画(平成 12 年 11 ある。

特に、地下街や地下鉄など、電波が届きにくい場所でのワンセグ受信を実現する、「ワンセグギャップ | 周波数帯が「移動業務によるこの周波数帯の フィラー専用チャンネル」には、受信機の共通化からも UHF 帯を割り当てるべきである。53ch とした|使用は、2011 年 7 月 25 日からとする。」とさ 理由は4.で説明する。

2. UHF帯の電気通信への割り当ては、既存のUHF帯のテレビジョン放送受信システムへの影響を考 慮し、電力の小さな用途に限定するか、電力の大きな用途(例えば、非移動の電気通信システムの基 地局)への割り当てに当たっては、電波の使用者が一般の放送受信者にも明白な用途に限定すべきで ある。

ます。

VHF 帯ローバンドが国際的に放送に分配さ 現が VHF 帯で可能と考えられること等から、 放送を VHF 帯に収容することが適当と考えま した。個別のシステムに関する技術的条件に ついては、本件に関する情報通信審議会の 一部答申を踏まえ、検討されるものと考えた

一般に、ケーブルテレビの存在により電波利

また、VHF7チャンネルでの実用化試験局 実用化試験局の免許方針」(平成 12 年 11 月 17 日報道発表)において「今回割り当てる周 するものではない」と明記されているところで 月30日郵政省告示第746号)においては同 れています。

(理由)

UHFの 53ch 以上はこれまではアナログのテレビジョン放送用途に使用されており、テレビジョン放送用受信システム(アンテナ、ブースターなど)は、UHF帯の 62ch までの帯域を有したままである。 弱電界地区などでは、微弱なテレビジョン放送波を増幅しているブースターに対し、新たに割り当てられた電気通信の電波が強力に入電し、ブースターの飽和などが生じる事が容易に想像できる。

したがって、UHF帯の 53ch に新たに参入する電気通信用途の電波は、微弱なテレビ電波(弱電界) 以下の微弱な電力の用途に限定するか、万一、基地局などの大~小電力用途で使用する場合には、周辺 のテレビジョン放送受信者への妨害対策を義務づける必要がある。

3. VHF帯への自営通信へに割り当ては、地上デジタルテレビジョン放送をVHF帯へ変換して視聴している共聴施設・CATVへの飛び込みが生じない様に、微少な電力用途に限定するべきであり、飛び込みを生じさせる原因者の特定が出来ない様な移動体通信用途に割り当てるべきではない。

(理由)

地上放送のデジタル完全移行にともなって、UHF帯まで周波数が伸びていない種々の共聴施設やCA TV事業者においては、UHF帯の地上デジタル放送をVHF帯やミッドバンドに周波数変換して再送 信する。

これらの古い施設では、外来電波へのシールドも不十分である。例えば、デジタルラジオが名古屋地区で7chの試験電波を出したところ、CATVが7chを使っていて、CATVへの飛び込みにより7chのデジタルラジオの試験放送を断念した経験もある。

2011年のデジタル停波に対応して、多額の投資をし(しかし、ヘッドエンドでの周波数変換装置どまりで伝送系にまでは投資できなかった)た共同受信施設あるいはCATVが、停波後の跡地利用からの飛び込みで使用できないあるいは、さらに多額の投資が必要になる様な政策は避けるべきである。

4. 地上デジタル放送(~52ch)と ITS の間のガードバンドが 5MHz では少ない。

最悪 12MHz のガードバンドを確保した周波数割り当て案とし、実験検証により、12MHz のガードバンドを減らして良い となった後に、周波数割り当てを修正すべきである。最初から地上デジタル放送と I T S の間のガードバンドを 5MHz とするのには賛同できない。

項番 1 の意見にも絡むが、UHF53ch 相当の周波数帯には「ワンセグ部分のみを束ねた形でのテレビジョン放送」に割り当て、さらにその上の 6MHz を I T S とのガードバンドとするのが適切である。

(理由)

地上デジタル放送の上を比較的電力の小さいITSに割り当てられたのは評価するものの、それらの間の「ガードバンドが 5MHz で良い」と言うのは全く未検証である。弱電界地区で車載テレビでテレビジョン放送を受信中に後続車のITSから隣接周波数以下の離隔周波数で妨害を受けることが無い」と検証されていない。

この様な場合には、影響がほとんど無いと想定できる隣隣接周波数まで、他の用途(今回はITS)を 隔離して周波数配列を立案しておくべきである。

(現状の周波数配置案では「ダメ」となったら I T S への帯域割り当てを削るしか方策が無い。)

また、放送事業者はワンセグで、現在のテレビ放送と同じ番組をワンセグで放送しているのではなく、独自番組を放送しようとしており、今国会に放送法の改正案が提出されているが、これが実現されると、車載のテレビでHDの番組を受信していたものが、ビル影などで電波が弱くなり、ワンセグ受信に切り替わると「別番組に代わってしまう」と言う問題がある。

この対策、および地下街や地下鉄等の電波が届かない場所でのワンセグ受信を可能にする為の「ワンセグギャップフィラー専用チャンネル」を 53ch に割り当てるべきである。

5. VHFの下端の周波数 (4ch/170MHz 付近) の自営通信への割り当てに際しては、169MHz 帯をつかう、補聴援助用ラジオマイクへ影響がないかの検証が必要である。

(理由)

「強力なアナログテレビ電波で問題なかったから問題ないはず」で片付けられている様だが、距離が近くなれば影響度は加速度的に大きくなる。また、電波の形式もアナログテレビ波とデジタルの通信波では異なるはず。

慎重な実証・検証を期待する。

6. VHF-Lへ割り当てられる事業者は既存のFM放送受信機で受信された時にどうなるかを検証し、 FM放送受信機や受信者に悪影響が出ない放送方式をとるべきである。

(理由)

既存のFM放送受信機には、テレビの1ch~3chの受信機能を持つ受信機があり、選局方法がダイヤル式であったり、ヘッドホンで視聴する受信機もある。

こういった機器で、今回割り当てられたVHF-Lの放送用途のうち、FM放送の拡張は当然問題が無いとしても、デジタル放送用途に使われた時に、大音量で聞くに堪えられない音や耳に障害を与える様な音がでないか」を十分に検討すべきである。

7. デジタルラジオの受信者に対する視聴者保護を考えるべきである。

(理由)

デジタルラジオの試験放送が VHFの7chで実施されており、すでに受信機も市販されている。 ところが、今回の「考え方」では、放送用途にはVHF7chは含まれていない。

試験放送用の電波が本放送で含まれないのは前代未聞ではないかと考える。

デジタルラジオがVHFの 207.5MHz 以上, あるいは VHF-Lに割り当てられた場合に, 既存のDRP受信機が無駄にならない方策を取るべきである。

(既存の受信機を調査して、7 c h 以外の X X チャンネルであればチューニング可能であれば良いと考えるが、その様な調査が行われての(案)ではないと考える為)

【匿名】

- 62 ■VHF/UHF 帯というニーズの高い周波数の大規模な再編において、社会的にも高い注目を集める中、「周波 数の再編方針 (平成 15 年 10 月公表)」、「ワイヤレスブロードバンド推進研究会 最終報告書 (平成 17 ます。年 12 月報告)」等のこれまでの政府方針に基づき、直近の電波ニーズを、導入を計画・想定するシステムの提案募集という形で反映を図り、システム提案者の参加による審議を行う等、透明性の高いプロセスで審議を行い、結果を考え方として打ち出されたことは、非常に有益なことと考えます。
 - ■携帯電話等の電気通信について、今後のマルチメディア化、ユビキタス化に伴うトラフィックの増大に対応するには、より多くの周波数幅の確保が望まれます。「『携帯電話等の周波数有効利用方策』のうち『800MHz 帯における移動業務用周波数の有効利用のための技術的条件』(平成 15 年 6 月答申)」を踏まえ、且つ隣接するシステムを考慮した上で、携帯電話等の電気通信として 710~770MHz のうち ITS 用の10MHz とガードバンドを除く帯域とする今回の案は適切なものと考えます。また、周波数有効利用の観点から、ガードバンドの最小化に向けた検討に取り組まれることを期待致します。弊社としましては、第3世代移動通信システム及びその高度化システムの発展に向けて、努力してまいります。
 - ITS について、「IT 新改革戦略」において世界一安全な道路交通社会の実現が重要方策の一つに挙げられ、安全運転支援システムの実用化に向けた取り組みが官民一体で推進されています。UHF 帯は、見通しの悪い交差点等で自車から見通せない位置にある車両の情報を提供する上で有効な周波数帯であり、715~725MHz の 10MHz 幅を車車間通信システム等の実現のために確保することが適当とする今回の案は適切なものと考えます。弊社としましては、車車間通信に路車間通信を組み合わせたインフラ協調安全運転支援システムにより、更なる周波数の有効利用、信頼性の向上が図れるものと考えており、

その実現に向けて、努力してまいります。

【富士通株式会社】

63 1.「共通する考え方」の明記

原案p2の、3(1)では、「放送」「自営通信」「電気通信」「ITS」の個別分野ごとに利用目的が「移 通する考え方と考えます。 動体向け」「安全・安心な社会の実現」「需要の増大」などと、個別に記載されています。 本考え方(案)にある「「J

しかし、ここで記載されている目的は、今回の検討にあたっての共通的な目的であると考えられますの ジョン放送以外の放送であり、放送方式を限で、「2前提条件」とは別に、「共通する考え方」として明記することが適切と考えます。 定したものではありません。「移動体向けのマ

2. 定義の不明確な用語の使用を回避

原案p2の3(1)では、"移動体向けのマルチメディア放送等の「放送」"と記載され、その注記"(* テレビジョン放送を除く。)"で除外部分が示されています。

しかし、「マルチメディア放送」の定義は不明であり、「テレビジョン放送」とはどのように区分されるのか、なぜ「移動体向け」に限定されるのかも、不明です。

また、現在の表現では、アナログラジオ放送がこの周波数帯を使用して、難聴地域解消や放送多様化等 を図る可能性が否定されているかのような誤解をもたらします。

p 5 の図 2 で使用されている、「テレビジョン以外の放送」を使用することが、適切と考えます。

3 移行特例の必要性

今回検討の対象になっている周波数帯の大部分は、地上テレビジョン放送に割当てられており、201 日郵政省告示第746号)においては同周波数 1年には新たな使用が可能となるように、現在のユーザー保護のため各種の移行施策が行われています。 帯が「移動業務によるこの周波数帯の使用 他方、188~192MHz の周波数帯は、「地上デジタル音声放送を行う実用化試験局の免許方針」(2000年11月)に基づき、デジタルラジオ放送用に割当てられ、相当数のユーザーが実在し、今後も増加するものと ます。 予想されます。ユーザー保護のためには、移行期間等の特例措置を設けることが適切と考えます。

【横浜エフエム放送株式会社】

64 多様な利用方法による電波の有効利用、及び新規サービスの参入を促していただきたい。 とりわけ放送用途においては、新規参入者が既存事業者と比較して参入機会において不利にならぬよう、 公平な対応を求める。

【三菱商事株式会社】

標記「VHF/UHF帯における電波有効利用方策に関する考え方(案)」において、「放送」に対して 本考 VHF帯の 32.5MHzを割り当てるとする方針は、これまでの審議過程を考慮し、現時点では合理的な結 ます。

VHF/UHF 帯における電波の有効利用が共通する考え方と考えます。

本考え方(案)にある「「放送」」とは、テレビジョン放送以外の放送であり、放送方式を限定したものではありません。「移動体向けのマルチメディア放送等」とはその一例を示したに過ぎません。

また、VHF7チャンネルでの実用化試験局については、「地上デジタル音声放送を行う実用化試験局の免許方針」(平成12年11月17日報道発表)において「今回割り当てる周波数は、将来の実用段階での使用を前提とするものではない」と明記されているところであり、かつ、周波数割当計画(平成12年11月30日郵政省告示第746号)においては同周波数帯が「移動業務によるこの周波数帯の使用は、2011年7月25日からとする。」とされています。

個別のシステムに関する制度整備については、本件に関する情報通信審議会の一部答申を踏まえ、検討されるものと考えます。

論と判断しております。

今後この周波数帯の利用方法についてさらに具体的な検討が進むと思われますが、周波数資源は国民の 貴重な財産であり、今回の様な大きな方針の見直しは通常得がたい貴重な機会である点を考慮すれば、可|一部答申を踏まえ、検討されるものと考えま 能な限り将来の予想を十分に行い、長期にわたり不整合が生じないよう配慮しなければならないものと思しす。 います。しかしながら、"ドッグイヤー"と称される技術革新の激しい時代にあっては将来の予想が極め て難しいことも現実であり、今回出された方針案についても、下記の点についてさらに考慮されるよう希 望いたします。

(1)アナログラジオ放送の将来について

平成 10 年のデジタル放送懇談会報告書において、ラジオのデジタル化はアナログテレビ放送の跡地を 利用し、「モアチャンネル」で実現される方針とされました。既存のアナログラジオはそのまま残るとい う前提です。しかしその後9年を経過し、アナログラジオの事業環境の変化は9年前の想定を大きく超え るものとなっていると認識しております。

例えば、携帯電話によるインターネットアクセスが平成 11 年から可能となり、その後の普及速度はま さに想像を越えるものがありました。また、先に開始されたワンセグサービスについては平成 20 年から 独自運用が認められると聞いております。いまやラジオにおいても競争力確保の観点からデジタル化の流 れは必須の状況になっている、というのがアナログラジオ事業の当事者として強く思うところです。

モバイル系の情報サービスの事業環境が激変する中、現行のアナログラジオのデジタル化を今後どのよ うに進めるか改めて検討が必要になっていると考えます。国としてもデジタル化推進に配慮し、デジタル への「移行」を希望するラジオ放送事業者には必要となる周波数の割当てによりデジタルラジオ放送への 参入が可能となるよう検討していただきたいと考えます。

(2) コミュニティFM局を含め、将来へ向けた長期シナリオ作成を

FMラジオ放送には県域局とコミュニティ局があり、コミュニティFM局は地域のニーズに支えられて むしろ増加の傾向にありますが、県域局については難聴対策のための電波の確保ができない状況にありま す。コミュニティ局については経営規模も小さく、デジタル化にどう対応していくのかの検討も今のとこ ろ十分にはなされていないように思われます。

FM放送に使われている周波数帯はVHF帯のローチャンネルと連続していることから、当面はVHF のローチャンネルをFM放送で使うことも極めて現実的な選択といえます。ただし、いずれデジタル化の 検討が必要になるのは必須と思われますので、このたびの周波数計画の見直しにあたっては、IBOC方

なお、個別のシステムに関する制度整備に ついては、本件に関する情報通信審議会の 式なども含め、アナログラジオ全体のデジタル化への移行について見直しを行う貴重な機会とするべきで あると考えます。

【株式会社J-WAVE】

66 このたび情報通信審議会情報通信技術分科会の下に設置された電波有効利用方策委員会で検討され公 本考表された「VHF/UHF帯における電波有効利用方策に関する考え方(案)」において、「放送」用途に ます。 一定の帯域が確保され、特に「移動体向けマルチメディア放送」という、多種多様なコンテンツを流通させる新たな仕組みが提唱されたことは、電波の有効利用、またコンテンツ提供の多様化促進という観点からみて適正・妥当と考えます。

当社は、我が国の放送分野におけるデジタル化の先駆けとして、国民の情報生活向上のため、これまでも常に革新的な仕組みを構築・提案して参りました。また、有料多チャンネルデジタル放送サービスを支える堅牢かつ効率的なプラットフォームを長期・継続的に運営してきたことから、大量の顧客・契約管理や多チャンネル放送運行など技術的なノウハウのみならず、多種多様なコンテンツの権利処理に纏わる諸課題、有料視聴契約者の利益に適う料金政策のあり方などサービス提供におけるノウハウについても、我が国随一の知見を有していると自負しております。

今後の放送システムや制度の検討に当たっては、既に運用されているサービスとの整合性に配慮しつつも、受益者たる国民の利益の最大化に寄与し得る機動的な事業体を生み出すべく、帯域免許の導入など大胆な規制緩和についても留意されることを希望し、検討における会議体などの人選については、こうした課題について十分に熟知した最適な人材の登用を期待致します。

【株式会社スカイパーフェクト・コミュニケーションズ】

67 I. はじめに

この度、『VHF/UHF 帯における電波有効利用方策に関する考え方(案)』(以下、VHF/UHF 帯考え方(案)) に対して、意見提出の機会を作っていただいたことに感謝いたします。今回のように広く国民に意見を募集することは、電波有効利用方策の透明化の観点で非常に有効であると考えます。

Ⅱ.当社の考え

VHF/UHF 帯考え方(案)について、「ITS」への割当はより安全な道路交通社会の実現のために適当であると考えます。また、「ITS」へ 10MHz 幅の割り当てと 5MHz 幅ずつのガードバンドを配置する方針が示されましたが、これは現在研究中の「ITS」に基づいていると考えています。よって、「ITS」の実システムの技術開発後は、よりガードバンドの圧縮が可能となるような仕様の導入や今後の開発動向を踏まえなが

本考え方(案)を支持する御意見として承り ます。

本考え方(案)を支持する御意見として承ります。

なお、個別のシステムに関する技術的条件 については、本件に関する情報通信審議会 の一部答申を踏まえ、検討されるものと考え ます。

ら、必要に応じて配置周波数の見直しや再配置の調整を行うことが電波有効利用方策のうえでも適当であ ると考えますので、ご配慮をお願いいたします。

【イー・モバイル株式会社】

地上デジタル音声放送については、平成10年10月のデジタル放送懇談会報告において、「音声放送 を中心にデータも提供できる地上デジタル音声放送を実現する」と記述されました。また、平成11年に一ます。 電気通信技術審議会より「地上デジタル音声放送システムの技術的条件」について、ISDB-Tsb方 式が答申されたことから、電波監理審議会等の答申を経て、平成 12 年 11 月に、「放送普及基本計画」が「テレビジョン放送以外の放送であり、放送方 一部変更され、「地上デジタル音声放送を行う実用化試験局の免許方針」が定められました。

社団法人デジタルラジオ推進協会は、この免許方針に基づく免許を得て、平成15年10月からVHF フチャンネルの周波数を利用し、実用化に向けた実用化試験放送を東京・大阪で実施しているところです。 平成18年末には、一般市販受信機が発売されたことを受け、会員各社は、音声を中心としつつ、簡易 映像をはじめとする多彩なデータによるサービスを強化し、放送を実施しています。

VHF╱UHF帯における電波有効利用方策に関する考え方(案)は、十分な検討および過去の審議会│議会の一部答申を踏まえ、検討されるものと 等の決定事項を尊重したものであり、基本的に適切な考え方であると認識しております。

しかしながら、現在実施中の実用化試験放送を受信しているユーザー保護等の観点から、以下の意見を 申し述べます。

- 1.現在、VHF7チャンネルでは、地上デジタル音声放送の実用化試験放送が実施されており、既に「用化試験局の免許方針(平成 12 年 11 月 17 受信端末が発売されていることから、一般ユーザーに不利益や混乱を与えないよう、VHF7チャン ネルの新規用途による利用開始時期について、一定の移行期間を設けるなど、円滑な移行に配慮する こと。
- 2. VHF帯で利用可能な放送については、「移動体向けのマルチメディア放送」とのあいまいな表記 を避け、「テレビジョン以外の放送」に統一すること。

なお、これは今後の議論によるものですが、1点申し添えさせていただきます。

首都圏などの大都市周辺の県域においては、県域を越えて行動、生活する人口がきわめて多いため、従一は、2011年7月25日からとする。」とされてい 来の県域放送の枠組みでデジタル音声放送を行った場合、これをカバーすることが困難になると考えられ「ます。 ます。このため、デジタル音声放送の置局検討においては、複数県域をカバーするなど、エリアの枠組み について検討いただきたいと思います。

【(株) ベイエフエム】

本考え方(案)を支持する御意見として承り

なお、本考え方(案)にある「「放送」」とは、 式を限定したものではありません。「移動体向 けのマルチメディア放送等」とはその一例を示 したに過ぎません。また、個別のシステムに 関する技術的条件、制度整備や周波数の割 当てについては、本件に関する情報通信審 考えます。

また、VHF7チャンネルでの実用化試験局に ついては、「地上デジタル音声放送を行う実 日報道発表)において「今回割り当てる周波 数は、将来の実用段階での使用を前提とする ものではない」と明記されているところであり、 かつ、周波数割当計画(平成 12 年 11 月 30 日郵政省告示第746号)においては同周波数 帯が「移動業務によるこの周波数帯の使用 69 総務省において、電波政策ビジョンに基づき周波数再編等、種々の電波開放戦略を推進されている中で、 本考 今回示された VHF/UHF 帯における電波有効利用方策に関する考え方は弊社が提案するメディアフローのよ ます。 うな新しい携帯向けマルチメディア放送システムの導入を可能にするものであり、周波数のより一層の有 効利用を図る観点からも、望ましいものであると考えます。

今後、この周波数配置案に基づいた周波数有効利用の実現に向け出来るだけ早い段階で技術条件等の検討を開始し、地上アナログ放送終了後、速やかに新しいシステムが導入出来るよう法制度化が進められる事を期待します。

【クアルコムジャパン株式会社】

70 この度、情報通信審議会情報通信技術分科会電波有効利用方策委員会から出された「VHF/UHF帯 本考における電波有効利用方策に関する考え方(案)」につきましては、基本的に適切な考え方であると考えます。 ます。

しかしながら、地上デジタル音声放送(デジタルラジオ放送)及び地域密着メディアとしてのローカル ラジオ局の立場から、以下の意見を述べます。

・現在、当社を含め東阪のラジオ局や商社などが(社)デジタルラジオ推進協会による地上デジタル音 す。 声放送の実用化試験放送をVHF7チャンネルで行っています。またすでに受信端末も発売されてい ます。

しかし「考え方」によりますとVHF7チャンネルは将来、放送帯域ではなくなります。このため将来、一般ユーザーの保護のためにもチャンネル移行が行われると推量致しますが、その際、適当な移行期間を設けるなどの配慮が行われるよう望みます。

・今回の「考え方」においては、「放送」としての帯域・帯域幅の大枠が示されていますが、具体的な 内容については今後の検討となります。

ラジオはこれまで「地域密着」メディアとして、また「移動体向け」メディアとしてその役割と責任 を果たしてきましたが、来るデジタル時代のユビキタス社会でも、その役割と責任は重くなりこそす れ、なくなることはありません。

そこで今後の検討におきましては、決してデジタル技術による多彩なサービスにのみ目を奪われることなく、デジタル時代における放送の公共性や社会的役割等も十分に勘案し検討されることを希望します。

【株式会社 FM802】

本考え方(案)を支持する御意見として承り ます。

本考え方(案)を支持する御意見として承ります。

なお、個別のシステムに関する制度整備に ついては、本件に関する情報通信審議会の 一部答申を踏まえ、検討されるものと考えま す。

また、VHF7チャンネルでの実用化試験局については、「地上デジタル音声放送を行う実用化試験局の免許方針」(平成12年11月17日報道発表)において「今回割り当てる周波数は、将来の実用段階での使用を前提とするものではない」と明記されているところであり、かつ、周波数割当計画(平成12年11月30日郵政省告示第746号)においては同周波数帯が「移動業務によるこの周波数帯の使用は、2011年7月25日からとする。」とされています。

- 71 1. 「移動体向けのマルチメディア放送」とされていますが、デジタルラジオ (ISDB-TSB 方式) は、当然 この定義に包含されるものと理解するとともに、次の理由により今後の制度整備にあたっては、以下の 点について強く希望します。
 - ① デジタルラジオの3セグメント方式は携帯端末向けに、音声に加えて多彩なデータサービスを提供できることは3セグメント放送の実用化試験放送において実証されております。また、「デジタルラジオニュービジネスフォーラム」参加90社にて携帯向け、車載受信機向け等の各種アプリケーションが検討され、3セグメント放送の本放送化に対する大きな期待がもたれております。

今回、提案方式の類型化の過程でデジタルラジオとマルチメディア放送が区分けされましたが、ま 一部答申を踏まえ、検討されるものと考えま さに3セグメント放送こそが移動体向けマルチメディア放送であり、そのような区分けの結果、複数 す。 方式が並存することは対応受信機のコスト増をもたらし受信者の不利益につながります。2011 年に遅 また、VHF7チャンネルでの実用化試験局に 滞なくサービスを開始するためには、移動体向けマルチメディア放送としてすでに実証されている ついては、「地上デジタル音声放送を行う実 ISDT-TSB 方式に一本化されるべきと考えます。 用化試験局の免許方針(平成 12 年 11 月 17

- ② 考え方(案)では VHF ローチャンネル 90~108MHz および VHF ハイチャンネルの 207.5~222MHz を 「放送」用周波数とすることが望ましいと述べられております。デジタルラジオはすでに携帯電話ー体型が市場に出ており、今後も携帯電話一体型として普及することが見込まれます。よって、その一層の小型化は必至の流れであり、これを可能とする VHF ハイチャンネルもデジタルラジオに割り当て ることを希望します。
- ③ デジタルラジオ放送が全国の各地域において、放送が可能となるよう十分な周波数帯域を確保する ことを強く希望いたします。
- 2. 現在、東京・大阪では VHF7CH をデジタルラジオの実用化試験放送として使用しており、すでに受信機が市販されております。この現行のデジタルラジオ受信者保護のため、また、このことにより新放送サービスの市場が円滑に形成されると考えます。そのため、2011 年 7 月以降も一定期間 VHF7CH の利用を継続できることを要望いたします。
- 3. 自営通信が使用するとされている周波数帯は、アナログ FM 放送の 2 倍高調波にあたるため、アナログ FM 受信機が自営通信システムの電波により内部的に相互変調、混変調等を起こし、FM 受信に影響を与える可能性があります。報告書にこの旨明記され、今後自営通信システムの具体的検討に当たっては、既存のアナログ FM 受信機に悪影響を及ぼすことがないよう措置が行なわれることを希望します。
- 4. 周波数の有効利用のため 170MHz~202. 5MHz に導入される自営通信システムにおいては、デジタルラ

本考え方(案)にある「「放送」」とは、テレビジョン放送以外の放送であり、放送方式を限定したものではありません。「移動体向けのマルチメディア放送等」とはその一例を示したに過ぎません。また、個別のシステムに関する技術的条件、制度整備や周波数の割当てについては、本件に関する情報通信審議会の一部答申を踏まえ、検討されるものと考えます。

また、VHF7チャンネルでの実用化試験局については、「地上デジタル音声放送を行う実用化試験局の免許方針」(平成12年11月17日報道発表)において「今回割り当てる周波数は、将来の実用段階での使用を前提とするものではない」と明記されているところであり、かつ、周波数割当計画(平成12年11月30日郵政省告示第746号)においては同周波数帯が「移動業務によるこの周波数帯の使用は、2011年7月25日からとする。」とされています。

ジオと共用化の工夫、例えばダウンリンクを ISDB-TSB 方式とし、通常時は広く一般大衆がデジタルラジオ受信機で受信できる形態での運用を行い非常災害時には自営通信で利用する、等の施策を検討すべきと考えます。

【株式会社エフエム東京】

72 UHF帯 (710-770MHz) の周波数配置案に示されている、放送FPUと「電気通信」のガードバンドについて、「利用実態からこれを不要とすることができる可能性がある」とされているが、報道用途や移動体からのハイビジョン伝送では36MHz全体が利用されており、今後の実システム導入にあたっては、既存システムへの影響が無いよう、充分なガードバンド幅の精査が行われることを希望いたします。

【日本テレビ放送網株式会社】

73 (1)「ITS」においては、スロット同期方式の検討も含めて電波の有効利用を図る必要があることを明記すべき

作業班から委員会への最終報告書である「VHF/UHF 帯電波有効利用作業班(第8回会合)資料 2022-VU た、ガードバンド幅を考慮せずに「「電気通信」作 8-2-4」(2007 年 5 月 8 日) ITS グループ課題回答によれば、「ITS」は、スロット同期方式の検討も含 として 50MHz、「ITS」として 10MHz」とすること めて電波の有効利用を図る必要があるとされています。 は、適当ではないと考えます。

一方、この作業班報告書を受けて委員会により取り纏められた今回の「VHF/UHF 帯における電波有効利」なお用方策に関する考え方(案)」によれば、「ITS」に必要な周波数幅は、本周波数帯によることが必要となって思る主たる機能を想定し、伝送すべき情報量及び伝送周期、道路上の車両の密度等に基づき導出される 10MHz す。幅とすることが適当であるとされています。

作業班の報告書においては、ITS グループ自らが、スロット同期方式の検討も含めて電波の有効利用による「ITS」所要帯域幅縮小の可能性を報告しているのに対して、当該電波有効利用方策に関する考え方(案)によれば、同帯域幅が 10MHz 幅とすることが適当であるとされ、所要帯域幅縮小の可能性に関る記載がありません。従って、電波の有効利用を極力推進させるためにも、仕様が未確定である「ITS」においては、スロット同期方式の検討も含めて電波の有効利用を図る必要があることを明記すべきであると考えます。

本件ガードバンドについては、不要とすることができる可能性があると考えられることから、電波の有効利用の観点から、特段のガードバンドを設けないことが適当としています。 個別のシステムに関する技術的条件については、本件に関する情報通信審議会の一部答申を踏まえ、検討されるものと考えます。

個別のシステムに関する技術的条件については、本件に関する情報通信審議会の一部答申を踏まえ、検討されるものと考えます。また、ガードバンド幅を考慮せずに「「電気通信」として50MHz、「ITS」として10MHz」とすることは、適当ではないと考えます。

なお、ITSを含め、すべての電波利用において周波数有効利用を図ることが重要と考えます。

(2)「ITS」所要帯域幅は、スロット同期方式の検討も含めて電波の有効利用による縮小の可能性があり、周波数配置の基本的な考えである「電気通信」として 50MHz、「ITS」として 10MHz を考慮し、必要なガードバンド幅及び「ITS」所要帯域幅の縮小の場合には、「電気通信」の周波数幅を拡張することが適当であることを明記すべき

作業班から委員会への最終報告書である「VHF/UHF 帯電波有効利用作業班(第8回会合)資料 2022-VU 作8-2-5 」(2007年5月8日) UHF帯共用検討グループに課せられた検討項目に対する回答の周波数配置 例によれば、「電気通信」として50MHz、「ITS」として10MHzが、基本的な考え方とされています。

一方、この作業班報告書を受けて委員会により取り纏められた今回の「VHF/UHF 帯における電波有効利用方策に関する考え方(案)」によれば、「ITS」に必要な周波数幅は、本周波数帯によることが必要となる主たる機能を想定し、伝送すべき情報量及び伝送周期、道路上の車両の密度等に基づき導出される 10MHz 幅とすることが適当であり、残りの周波数幅のうち、有害な混信の排除のために必要となるガードバンドを除いた帯域を「電気通信」用とすることが適当である。(中略)今後、実システムの導入のために技術的に詳細な検討がなされる段階で、必要なガードバンド幅の精査を行う必要があり、その結果によっては、所要ガードバンド幅に応じて周波数の配置を微調整することが適当であるとされています。

作業班の報告書においては、電気通信として 50MHz、ITS として 10MHz を基本的な考えとしているのに対して、当該電波有効利用方策に関する考え方(案)によれば、「ITS」に必要な周波数幅の 10MHz をまず確保し、残りの周波数幅のうち、有害な混信の排除のために必要となるガードバンドを除いた帯域を「電気通信」用とすることが適当であるとされ、前述の基本的な考え方が反映されておりません。従って、今後、実システムの導入のために技術的に詳細な検討がなされ周波数の配置が微調整されることに備え、周波数配置の基本的な考えとして、「電気通信」として 50MHz、「ITS」として 10MHz を考慮し、ガードバンド幅及び「ITS」所要帯域幅の縮小の場合には、「電気通信」の周波数幅を拡張することを明記すべきであると考えます。

以上を踏まえ、VHF/UHF 帯における電波有効利用方策に関する考え方(案)原文と前記2項目を反映した文章との対比を付録に示します。

付録:VHF/UHF帯における電波有効利用方策に関する考え方(案)P2

(原文)

「ITS」に必要な周波数幅は、本周波数帯によることが必要となる主たる機能を想定し、伝送すべき情

報量及び伝送周期、道路上の車両の密度等に基づき導出される 10MHz 幅とすることが適当であり、残りの周波数幅のうち、有害な混信の排除のために必要となるガードバンドを除いた帯域を「電気通信」用とすることが適当である。710-770MHz における周波数配置は、次の点から、基本的に図 1 のとおりとすることが望ましい。なお、今後、実システムの導入のために技術的に詳細な検討がなされる段階で、必要なガードバンド幅の精査を行う必要があり、その結果によっては、所要ガードバンド幅に応じて周波数の配置を微調整することが適当である。

(意見反映)

「ITS」に必要な周波数幅は、(1) スロット同期方式の検討も含めて電波の有効利用を図る必要があるが、現時点では、本周波数帯によることが必要となる主たる機能を想定し、伝送すべき情報量及び伝送周期、道路上の車両の密度等に基づき導出される 10MHz 幅とすることが適当であり、残りの周波数幅のうち、有害な混信の排除のために必要となるガードバンドを除いた帯域を「電気通信」用とすることが適当である。710-770MHz における周波数配置は、次の点から、基本的に図 1 のとおりとすることが望ましい。なお、今後、実システムの導入のために技術的に詳細な検討がなされる段階で、必要なガードバンド幅の精査を行う必要があり、その結果によっては、所要ガードバンド幅に応じて周波数の配置を微調整することが適当である。(2) また、「ITS」所要帯域幅は、スロット同期方式の検討も含めて電波の有効利用による縮小の可能性があり、周波数配置の基本的な考えである「電気通信」として 50MHz、「ITS」として 10MHz を考慮し、必要なガードバンド幅及び「ITS」所要帯域幅の縮小の場合には、「電気通信」の周波数幅を拡張することが適当である。

【ソフトバンクモバイル株式会社】